

<ご質問>

No.	項目	意見書本文	回答
1	出資者	<p>履歴事項全部証明書によると、貴社の業務執行社員であり代表社員である本一般社団法人が貴社の社員、すなわち出資者であることは明らかなですが、住民説明会の配布資料によると、四ツ谷エナジーや[]は貴社の社員、すなわち出資者なのか、本事業の出資者なのか分かりません。</p> <p>そこで、本事業ではなく貴社の社員、すなわち出資者の全てをそれぞれの出資額とともに、ご回答ください。</p> <p>なお、本質問項目は再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第4条の二の3第2項第3号ホ、および「説明会および事前周知措置実施ガイドライン」14ページ⑤(i)記載の説明項目にも当たります。</p>	<p>業務執行社員である一般社団法人根室西浜太陽光と非業務執行社員である四ツ谷エナジー合同会社の2者（磯井俊昭、青山頌）がFIP認定取得予定の事業者である当社（根室西浜太陽光合同会社）の社員となります。</p> <p>また、説明会資料にも記載の通り、[]が唯一の匿名組合出資者になります。</p> <p>なお[]は[]の親会社であるとともに、四ツ谷エナジー合同会社の業務執行社員です。</p> <p>各出資額については、機微にわたる事項ですのでお答を差し控えます。なお、履歴事項全部証明書のとおり、当社の資本金は10万円です。</p>
2	根室 GK	<p>履歴事項全部証明書によると、貴法人の代表社員の本一般社団法人の職務執行者は、四ツ谷エナジーの業務執行社員かつ代表社員の[]のほか、説明会の説明社であった[]であることがわかります。</p> <p>しかしながら住民説明会の配布資料では本一般社団法人の職務執行者であることが明記されているのは[]のみで[]が不明瞭ながら職務執行者であるように記載されているだけで[]の名前はどこにも記載されていません。</p> <p>上記3人の職務執行者の中では四ツ谷エナジーの業務執行者かつ代表社員である[]が最も重要な人物のように思われるのですが、なぜ、住民説明会の配布資料に[]の名前をあげなかったのですか。これは私たち住民にしてみればかなり不信感を招く事柄ですので丁寧な説明をお願いします。</p>	<p>根室西浜太陽光合同会社の代表社員の職務執行者は、一般社団法人根室西浜太陽光[]の3名となります。次回の説明会では明確に説明させていただきます。</p>
3	職務執行者	<p>職務執行者[]と[]は本事業の中でどういう立ち位置の人物なのか。</p> <p>[]は本一般社団法人の代表理事であることは履歴事項全部証明書からわかりますが、四ツ谷エナジーの従業員でもあるのですか。</p> <p>四ツ谷エナジーの従業員であるならば役職や社内での経歴など四ツ谷エナジー内での立ち位置をご回答ください。</p> <p>あるいは四ツ谷エナジーの従業員でもないとするばどういった経緯で本事業に関ることになったのかご回答ください。</p> <p>[]についても本一般社団法人と四ツ谷エナジーとの関わりなどについて同様の説明をお願いします。また[]について本一般社団法人との関わりをご回答ください。</p>	<p>今回の事業スキームは、匿名組合出資にて事業を行う場合の最も一般的スキームの1つです。</p> <p>[]は、一般社団法人の代表理事です。根室西浜太陽光合同会社及び一般社団法人の税務会計業務等を委託している税理士法人から選任されたものであり、四ツ谷エナジーの従業員ではありません。</p> <p>また、四ツ谷エナジー並びに[]と一般社団法人については資本的な関わりはございません。</p>

4			<p>貴社の中で3人の職務執行者はそれぞれどう事業に関わるのですか。 例えば、■■■■と■■■■が実務を担い、■■■■は主として意思決定のみに関わるとか など、具体的な職務はどう行うのですか。</p>	<p>3名いずれも職務執行者として会社法に従って業務を執行します。業務の執行につい て、分掌を取り決めたものはございません。</p>
5			<p>履歴事項全部証明書によると、令和7年7月21日に■■■■が辞任しています。 ■■■■が辞任した理由をご回答ください。 本質問の趣旨は貴法人が設立してわずか1年余りで本事業の認可もなされる前に、 当初からの貴法人の代表社員である本一般社団法人の職務執行者が辞任している というのは奇異に感じ、今後も頻繁に職務執行者の辞任が続くのではないかという懸 念を感じることにあります。</p>	<p>■■■■は、根室西浜太陽光合同会社の税務会計を委託している税理士法人より選任され た者ですが、当該法人における職務内容の変更に伴って辞任され、新たに■■■■が選任 されました。辞任は税理士法人の事情に基づくもので、本事業とは関連がございま せん。 なお、資産管理の受託者として実務を執り行う四ツ谷エナジー合同会社とは、長期間 の委託契約を締結する予定です。</p>
6		決算報告	<p>根室西浜太陽光合同会社、一般社団法人根室西浜太陽光、四ツ谷エナジー合同会 社、■■■■それぞれの会社 沿革、可能な限りの決算報告をご提示ください。また特別合同会社とのことので 沿革が難しい場合は代表取締役のこれまでの経歴をご提示ください</p>	<p>・四ツ谷エナジー合同会社：■■■■が2015年1月16日に設立した会社です。実質 的に事業を開始したのは2022年10月1日でございます。2024年6月1日に長期 的な発電事業者を目指す意向から「四ツ谷キャピタル合同会社」から「四ツ谷エナジ ー合同会社」に改名し、現在に至ります。四ツ谷エナジーでは特別高圧と言われる規 模の大型の太陽光発電所の事業者として全国各地に発電所を開発している事業者で、 根室西浜太陽光発電所も当社で開発している発電所のうちの一つでございます。 創業者の■■■■は若手時代に■■■■にてガス火力・地熱発電の輸出業務に携わ っており、インフラの重要性およびその必要性について深く認識しました。よりイン フラ、発電事業に携わりたい思いから、投資銀行や外資系開発会社の日本社長など複 数の事業に携わる中で、「日本の経営を取り戻す」とこと、「再生可能エネルギーの 普及により国家に貢献したい」という強い思いを抱き、2022年に当社にて事業を開 始いたしました。</p> <p>・根室西浜太陽光合同会社：根室西浜太陽光発電事業の実施に際して、当該事業を専 業として実施するために設立された、特別目的会社であり、弊社（四ツ谷エナジー合 同会社）は同社から開発及び運営の委託を受ける立場でございます。</p> <p>・一般社団法人根室西浜太陽光：同上であり、根室西浜太陽光合同会社の代表社員と して設立いたしました。</p> <p>・■■■■：■■■■は発電所の運営・ 保守（O&M）を担う事業として、2013年5月に■■■■ ■■■■として設立されました。設立後は、2015年に福岡、2020年に仙台、2021年に関 西など全国に拠点を拡大し、2021年9月にはO&M累計契約実績500MWを達成しま した。体制強化のため、2023年6月には仙台市に24時間365日監視センターを開 設。そして、2024年8月に現在の■■■■に商号を変更し、同 年11月には■■■■のアセットマネジメント事業も承継。再生可能エネ ルギー発電所の長期安定稼働を支える企業として成長を続けています。 ※前回の説明会においては「■■■■」を採用する旨お話しさせ ていただきました。 一方で、皆様から災害時等の対応を含め、「根室に拠点をおくべき」という住民の皆 様のご意見を弊社としても重く受け止め、再度複数の会社様と協議させていただき ました。</p>

10		<p>履歴事項全部証明書によると、四ツ谷エナジーの業務執行社員かつ代表社員には[]のほかに[]の名前があります。四ツ谷エナジーにおいて[]はどういった立ち位置の人物なのか。四ツ谷エナジーの中でどういった業務執行を担っているのか、本事業にはどの程度どんな内容の関わりをしているのか、[]との力関係はどうか、四ツ谷エナジーにおいて[]はどの程度経営に関与しているのかなど、少なくとも[]の立ち位置が十分にイメージできる程度のご回答をお願いします。</p>	<p>[]は法人であり、個人ではございません。法人出資者として、四ツ谷エナジーへの出資およびアドバイスを提供しております。ただし、四ツ谷エナジーはあくまでも「[]」が設立した会社であり、実権は代表を務める「[]」にあるものとご理解ください。</p>
11	代表社員	<p>履歴事項全部証明書によると、[]の住所はルクセンブルク大公国ルクセンブルクと日本国内に住所がないのを明かす[]は現在 ほぼ1年中日本国内に居住しているのか そうでなければ年に何回程度来日するのか、滞在期間は年間何日くらいか、どの程度の頻度で連絡があるのか、などご回答をお願いします。</p>	<p>[]は法人であり、個人ではございません。なお当法人は英国に拠点を置く電力販売を主軸とする会社[]により設立されたファンドであり、日本からの「[]」や「[]」など大手企業様の資金を調達しており、間接的ではありますが、日本の資金が当該事業に巡ってきております。また、当該ファンドは「エバーグリーン・ファンド」と呼ばれる形態であり、一定期間による早期投資回収を目的とするものではなく、長期的に施設を保有し、事業の地域共生に主軸を置いているものであり、四ツ谷エナジー合同会社代表社員の[]の思いと方向が合致したことから、このような企業構成となっております。</p>
12		<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第2項第2号によると 事業計画書には役員を記載しなければなりません、[]の氏名は事業計画書に記載しているのですか。[]の氏名の記載がないのであればその理由をご回答ください。</p>	<p>再エネ特措法に基づき、適切な事業計画書を策定の上、経済産業省様に確認いただいております。なお、あくまでも「申請者＝根室西浜太陽光合同会社」の役員のみ”を記載することが法的な指示であり、その他人材を記載することはシステム上でできかねることから、[]は記載しておりません。</p>
13		<p>履歴事項全部証明書によると、代表社員[]の職務執行者として[]の名前があります。[]の四ツ谷 エナジーにおける立ち位置についてご回答ください</p>	<p>[]の代表者になります。</p>
14	職務執行者	<p>履歴事項全部証明書によると[]の住所は英国 NW 71 NW ロンドンと日本国内に住所がないのは明かかす。[]は現在 ほぼ1年中日本国内に居住しているのか、 そうでなければ、年に何回程度来日するのか、滞在期間は年間何日くらいか、どの程度の頻度で連絡があるのか、などご回答をお願いします。</p>	<p>[]は英国在住ではありますが、経営においては[]を全面的に信頼し、日本的経営を行うことで合意しており、そのように経営を進めております。</p>
15		<p>[]の氏名は 事業計画書に記載しているのですか。[]の氏名の記載がないのであれば その理由をご回答ください</p>	<p>[]の氏名は 事業計画書に記載していません。認定を受ける予定の事業者の役員ではないためです。</p>

16		実績	<p>四ツ谷エナジーが現在までに太陽光発電事業を開始（発電施設の運転を開始している）しているものはありますか。あるとすれば事業名、事業規模、事業経過などの詳細をご回答ください。</p> <p>また本事業に先行する事業がどのような経過になっているのか ご回答ください。例えば伊賀市柏尾太陽光発電事業は総発電出力約14MWと本事業と近く、しかも本事業より1年も先行しているようですが、運転の開始はおろか工事の着工すらまだのようです。本事業の今後の経過の参考のため、伊賀市柏尾太陽光発電事業の経過（立案、地上権設定、特別目的会社の設立、住民説明会の実施事業計画の認可などの時期、現在の状況など）を含め他の発電事業の経過についてご回答ください</p>	<p>運転を開始している発電所はございません。</p> <p>例に挙げさせていただきました伊賀市柏尾太陽光発電事業についてですが、森林法に基づく住民説明会を早い段階でさせていただきました。意図的な遅延が発生しているわけではなく、行政との適切な協議により事業を推進しております。</p> <p>また、法的に基づくものではございませんが、住民の皆様とは随時説明会や対話の場を構築し、意見を伺っております。</p> <p>現在、林地開発許可・特定盛土規制法の申請を完了しており、三重県様の審査をいただいているところでございます。</p> <p>事業のスキームについてはFIPを取得することを除けば、根室西浜太陽光事業とほぼ同等のスキームとなります。</p>
17			<p>全部事項証明書によると令和7年6月12日に本件土地の所有者は四ツ谷エナジーから[]に移転し同日貴社に地上権の設定がされています。一方履歴事項全部証明書によると[]の業務執行社員かつ代表社員は四ツ谷エナジーの業務執行社員かつ代表社員の[]で、その職務執行者は同じく四ツ谷エナジーの業務執行社員かつ代表社員の[]及び四ツ谷エナジーの業務執行社員かつ代表社員の[]の職務執行者である[]です。このことだけでも[]と四ツ谷エナジーは密接な関連のある会社であることは明らかです。そこでまず本件土地についての四ツ谷エナジーと[]との売買はいくらで行われたのか売買契約書および領収書を添えてご回答ください。</p>	<p>土地取引履歴につきましては機密情報となりますため、開示は控えさせていただきます。</p> <p>ご懸念の事項は不当な金額での取引や金銭の授受などの法に触れる行為があったか、という点かと存じますが、税務的・法的観点から全ての契約書にレビューをいただき取引を実施しております。</p> <p>また、根室市様には「国土利用計画法に基づく土地売買等届出」を提出させていただいており、受理していただいていることから不当な取引でないことは明確かと存じます。</p>
18	Sky アセットホールディングス	土地売買	<p>貴社の履歴事項全部証明書によると、貴社の目的には「3. 不動産の取得、保有、処分、賃貸および管理」があり土地の所有が可能です。しかしながら本件土地について貴社は所有権を有しておらず地上権の設定を受けるのみです。ではなぜ四ツ谷エナジーは貴社ではなく[]に本件土地を売却したのですか。一見すると貴社が本件土地を所有する方が貴社の利益にかなうと思われるのでそれにもかかわらず[]が所有権を取得し貴社が地上権の設定を受けることが貴社にとって有利となる理由をご回答ください。なお全部事項証明書によると貴社が[]に支払う地代1年あたり450万円以上になります。</p>	<p>不動産を保有する企業体（[]）を組成し、プロジェクトのための特別目的会社に土地を貸し出すことは、匿名組合出資による事業を行う際においても不動産特定共同事業法への抵触を避けるための一般的なスキームとなります。</p> <p>詳細については、次の通りでございます。</p> <p>[]社は、本事業を含む、四ツ谷エナジーが手掛ける太陽光発電事業における土地を保有し、事業主体である合同会社に対して貸し出し（地上権の設定による長期賃借）を行うための企業体です。</p> <p>事業主体である合同会社は匿名出資を受けるところ、土地を取得すると不動産特定共同事業法に抵触するおそれがあるため、このような措置をとっております。これは、匿名組合出資により資金を調達する発電事業において、不動産特定共同事業法の遵守に万全を尽くす観点から取られる一般的なスキームです。</p> <p>なお、当初四ツ谷エナジーが土地を取得した経緯としては、[]の設立が間に合わなかったためであり、四ツ谷エナジーによる土地所有は、[]の設立がされるまでの間の一時的な所有とすることを当初から想定しておりました。</p>

19	アンタント	関係性	<p>本件土地を構成する3筆はそれぞれ所有者が違う3社から令和6年6月13日に[]が買い受け そのわずか13日後である同月26日に四ツ谷エナジーが買い受けています。</p> <p>そして[]は本件土地を買い受ける わずか4ヶ月前である 令和6年2月6日に設立されていること、所在地が貴社の近隣である 新橋であること、所在地が新橋であるにもかかわらず[]の代表取締役の住所が 本件土地に近い 北海道釧路市であることも含めると[]は本件土地の売買で利益を得ることを主要な目的として設立したのではないかとも思われます。</p> <p>そこで[]は 四ツ谷 エナジーなど貴社に関連する会社と何らかの関係がある会社なのかご回答ください。 具体的には[]の代表取締役の [] 取締役の [] のいずれかは四ツ谷エナジー、 [] 貴社あるいは本一般社団法人の役員、従業員、出資者 その他関係者のいずれかにあたりますか。こうした関係者に当たらないとすれば四ツ谷 エナジーが[]から本件土地を購入した経緯についてご回答ください。</p>	<p>[]様は四ツ谷エナジー社の土地取引のいち相手先でございます。代表取締役様は釧路市在住で、釧路にも同様に法人を所有しておりますが、先方様がどのように会社を運営し、組成するかどうかについてはわかりかねますため申し上げます、申し訳ございません。</p> <p>なお、四ツ谷エナジーとはなんら資本例関係のない企業様になります。</p> <p>また、取引の経緯につきましては一般的な商習慣に基づき不動産の売買を行なったものとなります。</p>
20			取得済みの事業地の以前の持ち主は個人または民間企業のみからでしょうか。	[]以前の土地持ち主は土地登記簿にも記載がございます通り個人様になります。
21			事業推進に際して、不適切な金銭の授受や便宜供与が一切なかったと住民に対して明言できるのか	はい、全くございません。
22			計画地の土地は誰がどのような経緯で貴社に渡ったのか。売買・賃貸・地上権など、どのような取引形態であったのか。	一般的な商習慣に基づき、不動産の売買を実行したものになります。
23		土地売買	<p>本件土地についての [] と四ツ谷エナジーとの売買はいくらで行われたのか、売買契約書 および 領収書を添えてご回答ください。 また [] の代表取締役 取締役のいずれかが 関係者にあるのであれば、本件土地について [] が前主から買い受けた金額を売買契約書及び領収書を添えてご回答ください。</p>	<p>土地取引履歴につきましては個人情報及び機密情報のため開示は控えさせていただきます。</p> <p>ご懸念の事項は不当な金額での取引や金銭の授受などの法に触れる行為があったか、という点かと存じますが、税務的・法的観点から全ての契約書にレビューをいただき取引を実施しております。</p> <p>また、根室市様には「国土利用計画法に基づく土地売買等届出」を提出させていただいており、受理していただいていることから不当な取引でないことは明確かと存じます。</p>
24	その他の関係	<p>貴社が損害保険契約を締結する際 [] は 代理店として仲介するなど何らかの関わりを持つ予定はありますか。</p> <p>貴社が本事業にかかる発電施設を解体撤去する際 産業廃棄物の処理や収集運搬をする予定はありますか。</p> <p>そのほか 貴社や四ツ谷エナジーは太陽光発電システムのコンサルティング業務に関して [] に支払いをしたこと、あるいは 今後支払いが発生するような業務を依頼する予定はありますか。</p>	<p>ございません。</p>	

25	匿名組合		<p>住民説明会の配布資料 では匿名組合の出資が記載されていますが この 出資は貴社に対する資本金としての出資ですか。 それとも本事業に対する出資ですか。本事業に対する出資 だとしたら 匿名組合の全体の出資額はいくらになる予定ですか</p>	<p>本事業への出資になります。匿名組合出資の形態により、本事業を実施するために必要な出資部分の100%を1社で担います。 出資額詳細の開示は控えさせていただきますが数十億円規模となる想定です。</p>
26		スカイリニュー ーアブル	<p>住民説明会の配布資料 では匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者として [] が記載されていますが [] とは どの国の会社でどんな事業を主に手掛けている会社なのですか。 また [] は四ツ谷 エナジーの業務執行社員かつ 代表社員である [] と何らかの関係があるとあるのですか。あればどういった関係かご回答ください</p>	<p>[] は、[] を親会社としてシンガポールに設立された、本事業を含む四ツ谷エナジーが日本で手がける太陽光発電事業への出資を行う企業体でございます。 なお、[] は四ツ谷エナジー合同会社の業務執行社員でもあり、直接的に根室西浜太陽光合同会社に匿名組合出資をすることは叶わないため、税理士と相談の上でこのようなスキームにて整理しております。</p>
27			<p>出資者 [] は海外企業の日本法人なのか。もしそうであれば親元の企業姿勢にかなり影響されるのではないかと危惧している</p>	<p>匿名組合出資はその性質上、本事業の意思決定の権限を有することはございませんので、同社の意見によって事業が大きく左右されることはございません。 本事業の実務を握るのは、合同会社より開発及び運営の委託を受けている四ツ谷エナジーでございます。</p>
28			<p>貴社に対する全ての匿名組合出資のうち 上位5位までの出資持分を保有する者全てについて その氏名または名称をご回答ください。 また それぞれの出資者の出資持分をご回答ください。 さらに出資者が法人の場合 どの国のものか、どういった事業をしているのかといったことも回答ください。</p>	<p>1社であることから、[] のみ記載しております。 前述の通り、100%出資持分となり、シンガポールに設立された法人であり、本事業含む四ツ谷エナジーの事業への出資のみを目的とした法人です。</p>
29		Sky 以外	<p>それぞれの匿名組合契約の計算期間、損益分配はどのようなものになるのですか。 また発電設備が稼働する1年目から配当をする見通しで匿名組合契約を締結する予定なのですか。 私たち 住民としては匿名組合の配当よりも地域共生のために 本事業の利益を使うことを優先してほしいと考えているので 匿名組合の配当は発電設備稼働後 少なくとも5から10年くらいは全くないくらいの損益分配が 適当だと考えています。こうした点を踏まえたご回答をお願いします。</p>	<p>匿名組合出資契約については機密情報となりますため開示いたしかねますが、我々も事業として行うものであるため、配当の全てということではできかねますが、一部について地域住民の方への貢献のための協賛等に用いることを目的とし、根室市様と協議を重ねております。</p>

30		責任	<p>本事業について法的責任を負うのは、貴社に限られるのが原則で、出資者も出資額を限度とした有限責任です。職務執行である[]も原則として第三者に対して法的責任は負いません。</p> <p>すなわち、資本金わずか10万円の貴社だけは第三者に対する法的責任を負うことになるのです。</p> <p>そうすると、本事業が廃止されたときには、本事業にかかる発電設備等が放置されるのではないかと、いった懸念が非常に強く残ります。</p> <p>そこで、貴社や貴社の関係者の側で、こうした懸念を払拭するため、何らかの手立てを講じる用意はありますか。例えば根室市に担保を提供するとか、根室市と何らかの協定を結んだりするとかいったことです。</p>	<p>発電設備の放置の懸念については、本件はFIP認定を取得するため、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の下、廃棄等費用の積立てが行われます（後述の通り現在算定中ですが、上記積立制度のみならず、必要となる費用の積み立てを行います）。</p> <p>また、説明会の通り、本事業の開発及び運営を担っている四ツ谷エナジーとしても、根室西浜太陽光合同会社の資産管理を受託しておりますため、設備の適正な維持管理及び事業廃止時の適正な廃棄について責任を持って対応いたします。</p> <p>さらに、銀行様から融資を受ける事業であることもあり、一方的な事業廃止や設備の放棄ができない構造となっております。</p> <p>加えて、設備の適正な維持管理及び事業廃止時の適正な廃棄についての皆様のご懸念を払拭すべく、根室市様と設備の維持管理に関する協定について協議を開始致しております。</p>
31	供給電気量		<p>本事業による発電設備の年間の供給電気量はどれくらいと見込んでいるのですか。年間の合計供給電気量と各月ごとの供給電気量ごとにご回答をお願いします。</p> <p>また 運転開始1年目 10年目 20年目では見込まれる供給電気量は異なるのですか。異なるとしたら 運転開始1年目 10年目 20年目 それぞれについて 合計供給電気量と各月ごとの供給電気量のご回答をお願いいたします。</p>	<p>具体的な発電量の値については事業上の機微に関わる事項ですので、開示致しかねます。</p> <p>なお当然ながら、天候・気候に左右されるため、月毎に発電量は異なりますし、設備も毎年少しずつ劣化をいたしますため、1年目～20年目の見込みは異なるものとなります。</p>
32			<p>住民説明会でも質問がありましたが、根室市は年間を通じて霧の多い土地で濃霧注意報が発表される日数はかなりあります。</p> <p>こうした濃霧の発生を考慮に入れた供給電気量なのでしょうか。</p> <p>濃霧の発生を考慮に入れたものでしたら濃霧の発生を考慮しなかった場合と考慮した場合とでどれくらいの差があるのか その根拠とともにご回答をお願いします。</p>	<p>過去数十年に亘る日射量データ（2つの衛星からのデータと、1つの地上観測データ）を参照した日射量データからモデルを構築し、発電量を計算しておりますため、濃霧など地上でのみ観測される事象も含み、発電量を計算しております。すなわち、濃霧影響もすでに検討に含まれております。その一方で、霧があった状態とない状態を分離することは複雑性を極め、さらには実測値ではなく推定値にしかならないため、差分については提供することはできかねますことご容赦ください。</p>
33	電気の供給開始までの費用		<p>住民説明会の配布資料よれば準備工から完工まで工事期間は約24ヶ月とのことですがこの工事にかかる費用（総額）はいくらですか。準備工、防災工（調整池）、造成工、基礎、架台、パネル工事、電気工事、試験・完工とそれぞれの段階ごとに各工事の内訳を示す明細を示してご回答をお願いします。</p>	<p>30億～35億程度を見込んでおります。</p> <p>内訳の詳細は、契約相手方との関係性もあり、事業の機微に触れる情報ですので、開示を控えさせていただきますが、機材の調達で10億程度、工事にかかる費用が残額という形になります。</p>
34		工事費用	<p>工事費用総額の調達方法をご回答ください。</p> <p>銀行等の融資であれば、融資先、融資総額、融資条件（返済期間、利率、返済計画 各月各年ごとの返済額）連帯保証人の有無、連帯保証人がいれば保証人の氏名または名称など 融資にかかる詳細をご回答ください。</p> <p>匿名組合等の出資であれば、上位5社までの出資者の氏名または名称、出資総額、出資条件、匿名組合であれば、資産 期間損益分配 毎年の配当総額のシミュレーションなど出資にかかる詳細をご回答ください。</p>	<p>銀行融資と匿名組合出資を複合せた形となります。なお、匿名組合出資者は前述の通り[]1社となります。</p> <p>融資契約および匿名組合出資契約の内容については事業の機微に触れる情報であるため、開示は控えさせていただきます。</p>

35		入札保証金	<p>入札実施要項 2024 年度によると、貴社は 第 1 次 保証金と第 2 次 保証金の合計 8000 万円を納付していますが、保証金の納付方法は現金納付、金融機関の発行する保証書を提出する方法のいずれですか。</p> <p>現金納付の場合、保証金の調達方法をご回答ください。</p> <p>銀行等の融資の時は、融資総額、融資条件、保証人の有無、保証人がいれば保証人の氏名または名称など融資にかかる詳細をご回答ください。</p> <p>匿名組合等の出資の時は、出資者の氏名または名称、出資総額、出資条件、出資にかかる詳細をご回答ください。金融機関の発行する保証書を提出する方法の場合は、保証書を発行した金融機関、保証に要した費用総額、補償に要した費用の支払い方法、補償に要した費用の支払い、原資の調達方法など保証に要した費用の詳細をご回答ください。</p>	現金にて納付しており、匿名組合出資にて前述の通り [REDACTED] から調達しております。
36			<p>本事業にかかる発電設備等による電気の供給が開始されると保証金が返還されます。保証金の納付方法が現金納付の場合返還された現金 8000 万円はどう使う予定ですか。例えば保証金を銀行等の融資により調達する時には返済に充てるとかその他の使途に充てるとかそういった詳細をご回答ください。</p>	金融機関への返済に充てることを想定しております。
37		まとめ	<p>上記でご回答いただいた 工事費用総額、保証金など本事業にかかる発電設備等による電気の供給が開始されるまでに要する費用の総額はいくらですか。</p> <p>また上記費用を各項目、(例えば 人件費など) ごとに各項目の内容の詳細を示しながらその内訳をご回答ください。</p>	前述のとおり、工事費総額としては 30 億～35 億円程度を見込んでおりますが、その内訳その他の詳細については、事業の機微に触れる事項でもあり、回答を控えさせていただきます。
38			<p>貴社は 太陽光 第 23 回 落札において供給 価格 4.47 円 (1 kWh あたり) で落札していますが、本事業にかかる発電設備等による電気の供給開始以降の毎年の収入額をどう見込んでいるのですか。</p> <p>小売電気事業者- 第 2 条第 1 項第 3 号 (以下「小売電気事業者」と言います) 等に供給する電気の価格 (供給見込み電力量を根拠にした価格) その消費税、供給促進交付金など各項目に分けて全ての収入を運転開始 1 年目から交付期間終了を経た運転 30 年目まで 1 年ごとに貴社の毎年の収入見込み額をご回答ください</p>	本事業の収入としては、電気及び環境価値を小売電気事業者に売却することにより得られる収入と再エネ特措法に基づく FIP 交付金 (供給促進交付金) を見込んでおります。具体的な価格等の収入金額に関する事項については、契約相手ないしその候補者との交渉等にも関わる事項であり、事業の機微に触れる事項であるため、回答を控えさせていただきます。
39	供給開始後の収入	資産管理	<p>住民説明会の配布資料によると 運開後の資産管理は四ツ谷 エナジーが行う予定 のことですが そうなると電気の供給 といった中核的な実務は貴社ではなく全て四ツ谷 エナジーが行うということですか。 そうなると電気の供給開始後の業務は全て四ツ谷 エナジーに外注し 貴社は主として 会計上の主体となるだけで 業務実態はないということでしょうか。</p> <p>また 住民説明会の配布資料によると 保守点検は [REDACTED] が行う予定 のことですが 実際に [REDACTED] に外注するのは貴社ではなく 四ツ谷 エナジーということでしょうか。</p> <p>また 契約上は貴社が [REDACTED] に外注することになるのでしょうか。 それとも 四ツ谷 エナジーが [REDACTED] に外注することになるのでしょうか。</p> <p>さらに 住民説明会の配布資料によると 年に 1 回 除草を計画しているとのことですが こうした除草作業など 発電施設の維持管理に係る外注によると思われるものも 実際には貴社ではなく 四ツ谷 エナジー が行うということでしょうか。</p> <p>また こうした 外注契約は、貴社と四ツ谷 エナジーのいずれが契約主体となるのですか。</p>	整理いたしますと、事業主体は根室西浜太陽光合同会社でございまして、電気事業法における電気事業者としての責務を根室西浜太陽光号会社にて担うこととなります。また、根室西浜太陽光合同会社から、資産管理を四ツ谷エナジーへ、維持管理 (除草含む) を [REDACTED] へ、小売契約を小売電気事業者へ等、あくまで事業主体と外注先で全ての事業関連契約を締結することとなります。

40		<p>住民説明会の配布資料によると 事業区域から 2 時間以内の位置に保守にかかる 拠点を設置するとのことですが この拠点を設置するのは貴社ですか それとも 四ツ谷エナジーですか。</p> <p>〇〇〇〇、〇〇〇〇 という四ツ谷 エナジーと関連すると思われる合同会社がありますが 本事業と〇〇〇〇の太陽光発電事業の 3 つの太陽光発電事業について 全部で 1 つの拠点を設置する予定なのですか。2 つの拠点ですか。</p> <p>それともそれぞれの発電事業ごと全部で 3 つの拠点ですか。</p> <p>全部で 2 つの拠点だとしたら 本事業と〇〇〇〇のために一つ 〇〇〇〇のために一つとなるのでしょうか。</p> <p>それとも 本事業のために一つ 〇〇〇〇と〇〇〇〇のために一つとなるのでしょうか。</p> <p>また 本事業のために 単独で 拠点を設置しない場合 管理費用の負担割合は本事業と〇〇〇〇はどうする予定ですか。</p> <p>単純に 3 等分するのかそれとも 電力量や電気供給量に応じてとか管理にかかる労力に応じてとかどうする予定なのかご回答ください</p>	<p>根室西浜太陽光合同会社が外注先 (〇〇〇〇) を通じて設立いたします。</p> <p>前述の通り、根室市内に拠点を設けることのできる企業様でございますため、当該拠点は本事業のために設立、運営されるものとなります。</p>
41		<p>住民説明会の配布資料によると保守管理の人員体制は電気主任技術者 並びに代務者が勤務するとのことですが 本事業にかかる拠点には電気主任技術者、代務者はそれぞれ何人 配置する予定ですか。</p> <p>この中で非常駐の技術者がいるのであれば常駐・非常駐の別に分けた 人員配置をご回答ください。</p> <p>また電気主任技術者と代務者は全て 〇〇〇〇の技術者なのですか。 それとも四ツ谷エナジーの技術者もいるのですか。 四ツ谷 エナジーの技術者がいるのであれば 〇〇〇〇 四ツ谷エナジー それぞれの技術者の人数を電気主任技術者、代務者ごとにご回答ください</p>	<p>現時点では電気主任技術者 1 名と代務者 1 名もしくは 2 名で計画しております。それらは常駐とし、全て 〇〇〇〇の人員となります。</p> <p>当然ながら、四ツ谷エナジーのメンバー含め、2 名の常駐者の技術的サポートを行い、適正に管理を行います。</p>
42		<p>本事業にかかる 拠点にかかる費用は年間いくら 見込んでいるのですか。内訳とともにご回答ください。</p> <p>また本事業にかかる 拠点が 〇〇〇〇 あるいはその他の発電施設も管理する場合、本事業にかかる費用だけで年間いくらになると見込んでいるのですか。その根拠と共にご回答ください</p>	<p>2 千万円前後の内数として拠点管理費がございますが、内訳は機密情報となりますため開示を控えさせていただきます。</p>
43		<p>本事業の発電施設の運転、維持管理にかかる費用は年間で合計いくらと見込んでいるのですか。内訳 とともにご回答ください。</p>	<p>2 千万円前後と想定しております、なお内訳は同上機密情報となりますため開示を控えさせていただきます。</p>

44		増設等	<p>電気の供給開始後 本事業にかかる発電設備等を増設する計画はありますか。あるとすれば その規模（太陽光パネルを何枚、架台を何台等）増設予定時期、増設にかかる費用、その費用の調達方法など 造成中にかかる 詳細をご回答ください。</p> <p>電気の供給開始後 本事業にかかる発電設備等を更新する計画はありますか。あるとすれば その規模（太陽光パネルを何枚、架台を何台等）更新予定時期、更新にかかる費用、その費用の調達方法など、更新にかかる 詳細をご回答ください。</p> <p>一方 現時点で発電設備等の更新を計画していないのであれば、電気の供給開始後の発電設備の劣化による電気供給量の減少などといった 不測の事態が生じたことに備えた対策をしていますか。しているとしたらその対策の詳細をご回答ください。</p>	<p>再エネ特措法上規制もございますため、増設の予定はございません。</p> <p>PCSや電気部品、通信機器など、定期的な交換が必要となるものの交換を見込んでおり、事業を計画しております。発電収入から積立の上適時対応する予定でございます。</p> <p>なお、交換如何によらず、太陽光パネルの劣化は見込まれるため、発電量が年を追うごとに減少していくことは事業計画に見込んでおりますし、その他停電事象も含め、事業計画を立案しております。</p>
45		まとめ	<p>電気の供給開始後に生じる支出としては ①管理費用②電気の供給開始までの費用に関する融資の返済や 匿名組合 など 出資者への配当 ③地代があります。</p> <p>このほか④解体等積立金 ⑤公租公課 ⑥損害保険料といったものも不可欠な支出です。さらに⑦人件費や⑧西新橋の事務所の維持費用といったものも考えられますし、私たち 住民には想像できない⑨別の支出（消耗品、通信費、雑費など）の支出などもあるかもしれません。</p> <p>貴社は電気の供給開始後の毎年の支出の見通しをどのように立てているのですか、各項目に分けて全ての支出を運転開始1年目から 解体と積立金の積立期間終了を経て、本事業にかかる発電施設等の撤去を考えている時点まで1年ごとに貴社の毎年の支出 見込み額をご回答ください。</p>	<p>詳細は機密情報となりますため開示を控えさせていただきますが、融資を行う銀行様はこのような事業のプロフェッショナルであり、お考えいただいた内容を含めた事業計画について評価・審査いただいております。</p> <p>かつ複数のアドバイザーを含む第三者の目もいただき、独りよがりな事業計画ではなく、緊急的な支出への備え等も含めた事業計画の策定を行なっております。</p>
46	キャッシュフロー		<p>上記までを踏まえて 運転開始1年目からの貴社が本事業にかかる発電設備等の撤去を考えている年までの貴社の毎年のキャッシュフローの見通しをご回答ください。</p>	<p>前述の通りです。</p>
47	小売電気事業		<p>住民説明会において貴社が発電した電気は誰に売のかという質問がありました。これに対して貴社は東京の会社であるとの回答をしました。こういった回答から貴社は東京の小売電気事業者が発電した電気を販売するものと推察されます。</p> <p>ではこの東京の小売電気事業者は 具体的にはどの事業者ですか。小売電気事業者の氏名 または名称、本店所在地、小売 電気事業登録番号をご回答ください。</p> <p>またこの東京の小売電気事業者のほかに貴社が発電した電気を販売する小売電気事業者または登録 特定配送配電事業者があればその全ての事業者の氏名または名称、本店所在地、小売電気事業登録番号をご回答ください。</p>	<p>相手方との関係もあり、事業の機微に関わる事項ですので、少なくとも現時点で開示についてはご容赦いただければと存じますが、当然ながら小売電気事業者登録のなされている会社様になります。</p>
48			<p>上記東京の小売電気事業者と貴社が電力の卸取引をすることになった経緯についてご回答ください。</p>	<p>複数の小売電気事業者様と本事業に係る商談を進めておりました際に、もっとも事業優位性のあるご提案をいただいたためです。</p>

49		<p>貴社が発電した電気を販売する小売電気事業者または特定登録特定送配電事業者は貴社または四ツ谷エナジーに関連する事業者ですか。では販売先事業者の中に販売先事業者が、貴社もしくは四ツ谷エナジーに出資している、あるいは貴社もしくは四ツ谷エナジーが販売先事業者に出資している、あるいは販売先事業者が貴社もしくは四ツ谷エナジーに融資をしている、あるいは貴社もしくは四ツ谷エナジーが販売先事業者に融資しているといった資金関係がある事業者はありますか。あるとすればその内容をご回答ください。</p> <p>では販売先事業者の役員の中に貴社もしくは四ツ谷エナジーの代表社員もしくは職務執行者はいますか。または販売先事業者の役員の中に貴社もしくは四ツ谷エナジーに出資しているものはありますか。</p> <p>では貴社もしくは四ツ谷エナジーの代表社員もしくは職務執行者の中に販売先事業者の役員を兼ねているものはありますか。または貴社もしくは四ツ谷エナジーの代表社員もしくは職務執行者の中に販売先事業者に出資しているものはありますか</p>	<p>関連事業者ではなく、いち取引先様になります。根室西浜太陽光合同会社および四ツ谷エナジー合同会社の役員の兼務や出資などの事実関係もございません。</p>
50		<p>入札実施要綱によれば、貴社が落札した太陽光第23回入札の供給上限価格は1kWhあたり8.98円ですが、貴社は1kWhあたり4.47円というかなりの安値で落札しています。</p> <p>では、販売先事業者、特に東京の小売電気事業者は、需要家に1kWhあたりでいくらかで電気を供給することを見込んでいるのですか。</p> <p>私たち住民は、貴社（というよりも四ツ谷エナジー）は発電事業よりもむしろ小売電気事業で利益を得るといった事業モデルを描いているのではないかと考えていますので、ご回答をお願いいたします。</p>	<p>機密情報となりますため販売額は開示いたしかねますが、前述の通り四ツ谷エナジーはいわゆる小売電気事業者でございませので、小売電気事業で収入を得るといった目的や事実は全くございません。</p>
51	事業譲渡等の可能性	<p>貴社は電気供給開始後も本事業にかかる発電施設等を解体撤去するまで貴社の名前で本事業を継続するつもりなのですがそれとも四ツ谷エナジーや四ツ谷エナジーに関連する事業者に事業譲渡などを行うことによって本事業から撤退する予定はありますか。あるいは四ツ谷エナジーとも関係関連のない事業者に事業譲渡などを行うことによって本事業から撤退する予定はありますか。</p>	<p>前述の通り、「エバーグリーン・ファンド」の性質を有しておりますし、長期的に地域に根ざして発電事業を展開したいという四ツ谷エナジーの意思とも反するため、撤退の予定はございません。また、仮に撤退しようとする場合においてもプロジェクトファイナンスという形で銀行様から融資を受ける以上、単独での撤退や事業譲渡は制限されることとなります。</p>

52	<p>今後の予定</p>	<p>入札実施要項によると 令和 7 年 10 月 8 日までに 認定取得をしなければならないとなっています。そしてそのためには 9 月 24 日までに認定申請の補正対応を完了させる必要があります。一方 事業認定がなされるためには 再生可能エネルギー発電設備が第 2 項第 7 号の経済産業省令で定める要件に該当する場合には同号の経済産業省令で定める措置が実施されたことが必要です。そして 法第 9 条 2 項 7 号の経済産業省令で定める措置とは 当該認定の申請にかかる再生可能エネルギー発電事業に関する説明会の開催が必要です。そして説明会は、説明会の開催後に質問等の提出を定めて 2 週間以上の期間において 質問等を受け付けた上で、「当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること」という要件を満たさなければなりません。そして説明会 ガイドライン 22 ページには「事業者が質問等に回答する際には、個別の回答を書く 質問等を提出者に対して行うのではなく、原則的に開催 案内を行う際に採用した方法と同じ方法で行うこと」との記載があり、前記第 3 節 ①と同じ方法とは ポスティングによる書面 配布、個別訪問による書面配布、回覧板への掲載、関係自治体の広報または 広報誌への掲載のいずれかの方法です。そしてその回答については前記 1 ③の誠実な対応の考え方に則って回答することが必要で、誠実な対応の要素には①事実に基づき正確に説明すること②客観的かつ 具体的に回答すること③回答の理由を背景についても言及すること④回答することで個人情報・プライバシー・権利等を侵害する恐れが認められる質問に対しては可能な範囲内で回答すること、回答を控える場合は その理由を説明することが含まれます。なおこれに違反した場合には 認定を行わず、または認定を取り消すなどの厳格な対応を行うとの記載があります。さらに説明会 ガイドライン 22 ページには質問等が特に多い場合など必要があるときは再度説明会を開催して作成した書面での回答をもとにその内容を口頭で説明する方法による直接回答すること、その説明会においては回答内容を記載した書面を作成し 説明会において 配布すること、と再度の説明会の開催を求めています。この点本事業においては本書面記載のように私たちから多岐にわたる 多数の質問がなされており、さらに私たち以外の住民説明会の参加者からも多数の質問が寄せられることが予想されます。従って本事業においては 説明会ガイドラインに言う「質問等が特に多い場合など必要がある時」に当たることは明らかですので 再度の説明会の開催が必要でその説明会の中で貴社から誠実な対応の考えに則った回答がなされる必要があります。以上のとおり 本事業においては 現在のところ再度の説明会において貴社から誠実な対応の考え方に則った回答がなされていけませんので 事業認定の要件を満たしてないことになります。そこで 再度の説明会をいつ頃開催するのかまた 事業認定申請の補正対応をいつ頃するのか 本事業の工事の着工をいつ頃を考えているのかご回答をお願いします</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、まさにおっしゃる通りでございますため、第 3 回の説明会を開催させていただき次第でございます。その上で地域の皆様との合意形成、根室市様との合意形成を持って工事に移ってまいりたいと考えております。</p>
53		<p>施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 4 号は 質問 および 意見に回答するための質疑応答の機会を確保すること 並びに 当該申請者が当該質問等に誠実に対応することを規定しこれを受けた説明会 ガイドライン 21 ページには 周辺地域の住民からの質問については再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討することとの記載があります。</p> <p>貴社は本書面の意見や 質問を受け事業計画の補正 などを通じて事業計画に反映することを真摯に検討する用意がありますか。</p> <p>再度の説明会のおり どのように反映されるのか 回答を期待しています</p>	<p>ご意見ありがとうございます。誠意を持って対応させていただきます。</p>

54	事業計画の公表	<p>長期安定的に発電事業を継続するためには 事業計画の策定が不可欠であると考えます。</p> <p>貴社はこうした事業計画を公表する予定はありますか。また 公表するとしたらどのような形で公表することを考えていますか</p>	<p>事業にかかる収支やどういった取引先と事業を進めるかということは弊社事業の根幹であり、情報流出の観点からも事業計画の一般公表は考えておりません。</p> <p>一方で、限定的な情報について根室市様へ報告するなどの対応については可能と考えますため、前述の協定書と併せ協議継続してまいります。</p>
55	斜面への設置	<p>住民説明会の配布資料によると、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」に基づいて説明するとのことでした。</p> <p>基準や運用の考え方 2 ページは、太陽光発電設備は斜面でも 原則として勾配 30 度未満の斜面に設置することとし、勾配 30 度未満の傾斜地でも災害の可能性が高い場合には、擁壁や排水施設、法面保護等の防災施設の設置などの防災措置を講じることを求めています。</p> <p>住民説明会の説明資料によると勾配 30 度以上の斜面への太陽光発電設備の設置はないとのことですが、本事業にかかる発電施設は勾配最大何度の斜面に設置されているのですか。</p> <p>またこの勾配での発電施設の設置について上記のような 防災措置はされているのですか。防災措置がされているのでしたらその詳細をご説明ください。あるいは上記のような防災措置をしていないのであれば安全上こういった防災措置をしなくても問題がないといった根拠をご説明ください</p>	<p>最大でも 15 度になります。</p> <p>造成行為を行わない箇所については、現況の通り熊笹を含む植生があり、いわゆる植生保護がなされている状態となります。造成箇所についても同様の植生保護が行われるように種子吹付等による法面保護を行うことを計画しております。</p>
56		<p>本社 発電設備のうち、傾斜地に設置されている発電設備の割合はどれくらいなのですか。</p>	<p>傾斜地の定義が不明確のため回答が非常に難しいですが、15 度未満にのみ設置いたします。</p>
57		<p>基準や運用の考え方 3 ページは「盛土高が 5m を超える場合は 原則として 高さ 5m ごとに 小段を設置する等崩壊防止の措置を講じることとする」としています。</p> <p>一方 住民説明会の配布資料 では 盛土 が必要な場所が 4 か所を示されていますが、それぞれの場所の盛土 高はどの程度になるのですか。またそれぞれの場所は小段を設置するなどの崩壊防止措置がなされているのですか。</p>	<p>全ての盛土高さは 5m 以下かつ 5° 以下の緩いとなりますため、安定的であることから小段を設けることはいたしません。ただし、法面保護としての種子吹付等による植生保護を行います。</p>
58	切土盛土	<p>基準や運用の考え方 3 ページは「盛土は 1 層の締め固め後の仕上がり厚さを概ね 30cm 以下 として土を盛り、その層ごとに 締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水または地下水を排除するための 排水施設の設置等の措置を講じるものとする」としています。では 盛土を行うとされる 4 か所については それぞれどのような措置をするのですか。 防災施設の先行設置の項では必要に応じて 地下排水層を設けるとのことですがこれは 盛土を行う 4 か所 全てに行う予定だということですか</p>	<p>工事管理の一環として締め固めを概ね 30cm 毎に実施いたします。また、盛土の滑りを防止する目的で、高い盛土となる箇所については地下排水の設置措置を行います。</p>
59		<p>同様に 基準を運用の考え方 3 ページは「切土高が 10m を超える場合は 原則として 高さ 5m ないし 10m ごとに 小段を設置すると崩壊防止の措置を講じることとする」としています。一方 説明会の配布資料 では切土が必要な場所が 4 か所示されていますが それぞれの場所の切土高はどの程度になるのですか。またそれぞれの場所は小段を設置するなどの崩壊防止措置がなされているのですか。</p>	<p>全ての切土高さは 5m 以下となりますため、小段を設けることはいたしません。ただし、法面保護としての種子吹付等による植生保護を行います。</p>

60		<p>基準や運用の考え方 3 ページは「大規模な切土・盛り土で行う場合には 豪雪や 積雪等によって災害が生じる恐れがないよう 工事時期や 工法等について適切に配慮する」としています。一方 住民説明会の配布資料によると切土盛り土といった 造成工は 工事 1 年目の 4 ヶ月頃で工事開始は令和 7 年 11 月を予定しているとのこと です。そうなる と盛り土切土といった造成工が行われるのは 2 から 3 月といった積雪地になるかと思われます。こうした積雪時に盛り土・切土といった 造成工をして、豪雪や 積雪等によって災害が生じる 恐れはないのでしょうか。工事時期や工法等についてどのような配慮をしているのか ご回答ください。</p>	<p>ありがとうございます、工事計画はあくまで一般的な工事手順を示したものになりますし、現状 2025/11 から工事着手することは皆様のご理解をいただく上でも難しいものと理解しております。そのため、実際の工事着手時期が見えた段階で、降雪等の特殊条件を加味し工程を検討させていただきます。なお、基本的には豪雪が発生する場合には休工となります。</p>
61		<p>基準や運用の考え方 3 ページは、「土地の安定性を確保する上では、文献調査や 現地調査によって斜面勾配露出や地層強度、植生、地下水位、沈下の危険性、断層、地滑り等の地盤状況を把握するとともに、太陽光パネルの設置に起因する地表の浸食風化の助長や、雨烈等のリスクの増大といった土地の脆弱性も考慮しながら、地盤強度の評価を行うことを基本する」としています。一方 住民説明会の配布資料では「土工事・太陽光発電設備・系統連携設備の設置・構築にあたっては十分な強度を有する地盤であることが確認できており」と 漠然とした結論だけが記載されているだけです。斜面勾配露出や地層強度、植生、地下水、沈下の危険性、断層、地すべり等の地盤状況を把握はどのようになされているのですか。</p> <p>また 住民説明会の配布資料 では 施工にかかる部分についてのみ「十分な強度を有する地盤であることが確認できている」と記されているだけです。太陽光パネルの設置に起因する地表の侵食 風化の助長、洗堀や雨裂等のリスクの増大といった土地の脆弱性の考慮についてはどうなっているのですか。現地調査は誰がどのような方法で行い、誰が十分な強度を有する地盤と評価したのですか。上記のような評価の過程も明らかにしながら 十分な強度を有する地盤と評価した根拠についてご回答ください。</p>	<p>北海道に拠点を置く経験豊富な地質調査会社様にご依頼の上、ボーリング調査・サウンディング調査ならびに文献による履歴調査を行い、総合的な地質評価判断をいただいております。</p> <p>その上で実際の工事を行う会社等と協議を進め、発電所を構築していく上で大きな障害とならない地質であるという判断に至りました。</p>
62	地盤強度	<p>基準や運用の考え方 3 ページには「特に軟弱地盤、埋め立て地、造成地、傾斜地、谷底低地等に該当する脆弱な地盤は崩壊の危険性が高いため十分な地盤強度を確保することを目的として必要に応じセメント系固化剤の添加や 混合、締め固め等の地盤改良工法を講じることとする」としています。一方 住民説明会に配布資料には「谷地部などを包含」「表層を覆う腐植土は軟質」といった 記載があります。これらは 基準の運用の考え方の「谷底低地」、「軟弱地盤」といった脆弱な地盤に該当するのではないですか。</p> <p>また これらの部分には基準や運用の考え方のいう地盤改良工法を講じる必要がありませんか。こうした地盤改良工法を講じる予定でしたらその詳細についてご回答ください。あるいはこうした地盤改良工法が必要ないというのであればその理由をご回答ください。</p>	<p>はい、基本的には構内で切土と盛土のバランスをとりながら工事を進めてまいりますため、一部の土が軟質である可能性は否定できません。そのため、随時土質の状況を見ながら場合によってはセメント改良などの地盤改良を周辺環境への配慮も含めながら行なっていく計画でございます。</p>
63		<p>土壌調査について現地は湿地・小さな川も含みます。およそ 3 メートルもの杭を何本埋設する予定でしょうか。かなり多くの杭が必要になると思いますが、このような水分も多く冬にははばれ上がる地面ではなく、他の土地の方が効率的ではないでしょうか。</p>	<p>凍結深度も考慮し、設計し、事業計画を策定しております。なお、24 枚のパネルに対し、6 本の杭を設置することになる想定です。また、どの土地が効率的かについては杭だけの観点で判断するものではございませんため、総合的に本土地が優れていると我々は判断しております。</p>

64	排水対策	<p>基準や運用の考え方 3 ページは「雨水流出量の評価に用いる 流出係数は不浸透性の太陽光パネルや地表面の状態を考慮し 0.9 から 1.0 に設定すること」とし 雨水が地下に浸透せずそのまま流出するような 想定をしています。</p> <p>一方 住民説明会の配布資料 では雨水等のスケートリンクへの流入量を抑え 安全を考慮し 調整池を設置するとしています。</p> <p>では 調整池の貯水容量はどれくらいで、何ミリ程度の降雨で満水になるという想定をしているのですか。近年の異常気象に伴う豪雨にも耐えられるのですか。スケートリンクへの流出量はこうした豪雨の際、どの程度と想定しているのですか。降雨何 mm で流出量がどれくらい というような形でご回答ください</p>	<p>北海道開発局 道路設計要領に準じて計算をしております。</p> <p>今回の検証に用いた降雨強度は 60mm/h であり、これは根室市の過去最大 (53.5mm/h 2015/8/10 発生) よりも大きい値となります。</p> <p>上記降雨強度に基づく流出量は現在のスケートリンク脇に設置されている水路の大きさから計算される容量に対し、約半分の 0.27m³/s の放流を想定しております。</p>
65		<p>調整池に貯留した水はどのように排水するのですか またその他に雨水や湧き水等を適切に下流に流化させるための 排水施設を設置するのですか。設置するとしたらどのような施設を設置するのですか。さらにこうした 排水施設を設置するのでしたら根室市等の河川管理者との協議は済んでいるのですか</p>	<p>管路を通じて、運動公園内の側溝へ排水させていただきます。排水量・排水先については一次放流先である根室市様にご相談し、納得いただいております。</p>
66		<p>設置場所の下に流れる川へ流入する雨水量は把握されているでしょうか。調整池にはどれくらいの水量が貯水されますか。</p>	<p>上記ご参照ください。</p>
67		<p>近年の大雨被害に対応できる貯水量ですか。</p>	<p>上記の通り、根室市で観測された過去最大雨量よりも大きい値にも耐えうる調整池となります。</p>
68	法面保護・斜面崩壊防止策	<p>住民説明会の配布資料によると、植生による法面保護のほかとりわけて 法面保護、斜面崩壊防止策は講じないようですが、「太陽光パネルの表面 または支柱から集中して流下する雨水による洗掘や雨裂等の表面侵食防止」のための工学的検討を行わなかったのですか。行ったとすれば その内容をご回答ください。行わなかったとすれば 行わなかった理由をご回答ください。</p>	<p>現地の植生の状況、降雨量、太陽光パネルの設置角度等から、現在の地表面の植生を維持し、かつ造成面については植生保護を行うことで侵食の防止につながるものと考えております。</p>
69	防災施設の先行設置	<p>住民説明会の配布資料 では、工事中における事業区域外への土砂流出の恐れがある箇所については、土砂流出防止柵を設置 いたします」とのことですが、土砂流出の恐れがある箇所とは具体的にはどの箇所ですか。土砂流出防止柵は想定される土砂の流出量、それに対する強度などの観点から十分に 防災に配慮されたものなのですか。詳細を説明してください</p>	<p>主に調整池を構築しない西側が相当します。一般的な仮設備でございますため、恒久的に用いるための強度の検討はいたしておりません。</p>

70	事業者の施工能力の確認	<p>基準や運用の考え方 5 ページには「防災施設の先行設置等の許可条件等を確実に履行することが可能か確認するため 関係省庁及び地方公共団体において開発申請者や施工事業者の施行能力等を確認することが望ましい」とあります。</p> <p>そこでまず そもそも施工事業者は誰なのですか。 施工事業者の氏名 または名称、本店所在地をご回答ください。</p> <p>では貴社は 関係省庁や地方公共団体に施工事業者の施工実施計画事業、実施体制、施行実績、貴社の資金計画などについて 申告したのですか。 申告したとしたら それぞれについてどのような内容でどの関係省庁 または地方公共団体に申告したのかご回答ください。 また施工事業者の施工実施計画、事業実施体制、施行実績、貴社の資金計画のうちどの関係省庁 地方公共団体にも申告していない項目があればその項目をご回答ください</p>	<p>当該項目は主に林地開発や特定盛土規制法の許可申請で確認される事項であり、あくまでも「望ましい」事項であると認識しておりますため、現時点では申告はしていません。</p> <p>とはいえ、住民の皆様・根室市様においてどのようなものが実際の工事を行うのかという観点は非常に重要な視点であると認識しておりますため、必要事項を根室市様に個別に説明させていただきます。</p> <p>保守業者と同様に、複数の会社様と協議させていただいた結果、最も地域に根差し、施工をいただけると判断した「XXXXXXXXXX」を施工業者として選定させていただきました。</p> <p>2024年6月時点において、全国で860MWの施工実績がある会社様であり、現地に工事事務所を構え、地域の施工会社様を優先した施工体制を構築予定でございます。</p> <p>詳細については施工計画の詳細化の段階にて、ご説明させていただきますと幸いです。</p>
71	設備設計	<p>住民説明会の配布資料から本事業にかかる発電設備等が各行政機関の発行するデータ等に基づいて設計されたということが伺えます。しかしながら設計基準風速 34m/s という数字には心もとなさを感じます。まず本事業にかかる発電設備等は住宅地や市民が利用する公園に隣接しているため、ひとたび太陽光パネル等の飛散が生じれば、かなりの人的・物的被害が予想されます。また根室市は半島にもあり、もともと風の強い地域ですから、台風等が通過するときには他の地域と比較してより強い風を受けやすい地域です。加えて近年の台風の激甚化を考慮すると風速 34m/s を超えることは稀ではなく、令和元年の台風 15 号では千葉県ゴルフ場の鉄柱が倒壊し、この時の瞬間最大風速は 57.5m/s を記録したとのことです。これらのことを考慮すると、設計基準風速 34m/s を基礎にした設計では安全上および防災上 非常に不安があります。貴社にすれば各行政機関の発行するデータ等に基づいて設計したのだからその想定を超える災害による第三者に被害が生じても致し方ないという立場を取ることでも可能でしょうが貴社が進める本事業にかかる発電設備等が原因で被害を受けるのは私たち 地域住民 なのです。そのあたりのことも考慮の上 設計基準風速 34m/s をもとにした設計でこうした事件事故は未然に防ぐことができるのか、その根拠について十分な回答をいただけますか</p>	<p>「地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025年版」に基づき設計いたします。その中で暴風による影響を考慮することになるのですが、その際の入力データが建築基準法にある「34m/s」であり、当該設計値を超えるとパネルが損壊し、飛んでいくという設計思想ではございません。あくまでも、地域の基準データをもとに、より厳しい設計条件付けを行い、50年確率の暴風に対しても短期的・長期的双方の目線から安全な構造で設計することが必要であり、かつ最終的には資源エネルギー庁様の認証が必要となります。加えまして、根室市における日最大風速は 30.7m/s、日最大瞬間風速は 42.2m/s であることから、短期的・長期的目線においても 50年確率暴風に対し安全な設備である設計となるものと理解しております。</p>

72		<p>基準や運用の考え方 5 ページは「運転開始に適切な保守点検及び維持管理が可能となるよう設計段階から保守点検 および 維持管理を行う事業者においても設計の確認を行うとともに以アレイ間の通路・スペースを十分に確保した設計を行うものとする」としています。一方 住民説明会の配布資料によればアレイの距離を 1.8m 確保するとのことですが この距離は 保守点検 および 維持管理をするに十分な距離なのですか。特に除雪時の傾斜地においても 保守点検 および 維持管理をするのに十分な距離なのでしょうか。保守点検責任者として [] が予定されているとのことですが この アレイ間の距離を含めた設計の確認は [] との間でなされているのでしょうか</p>	<p>すでに [] に共有・協議を終えており、問題ない旨を確認しております。</p>
73		<p>事業計画策定ガイドライン 17 ページには「系統から発電設備を解列した場合でも太陽電池モジュールに光が当たることによって発電設備が発電することがあるため消防隊員が消防活動時に感電する恐れがある。そのため 設備設計にあたり 消防活動用の通路を設置するなど消防活動に配慮した設計を行うことが適切である」とあります。実際 昨年には 根室市内の太陽光発電施設の太陽光パネルから出火し 火災となったことがあります。この点本事業にかかるアレイ間の距離は 1.8m 確保するとのことですが この距離は 消防隊員の消防活動に支障のない距離なのでしょうか。また 根室市消防本部とは 設計の確認がなされているのでしょうか。</p>	<p>根室市消防本部様と協議いたしました。アレイ間距離ではなく、構内道路への消防車への乗り込みが可能であることが重要であり、通行できる幅を確保することで合意いたしました。</p>
74		<p>事業計画策定ガイドライン 27 ページによると「長期安定的な太陽光発電事業を実施できるよう 事業の計画段階において適切な保守点検及び維持管理計画を策定し、またその実施体制の構築が必要である」とあります。住民説明会の配布資料ではこれから 維持管理計画を策定するような書きぶりですが 貴社は保守点検 および 維持管理計画をすでに策定しているのですか。策定済みであれば同計画を公開してください</p>	<p>保守点検及び維持管理計画の根幹を担う、保安規定（案）を作成済みでございます。</p>
75	<p>施工後の管理の継続性</p>	<p>住民説明会の配布資料によれば 保守点検の範囲・方法、補修工事にかかる安全対策 防災設備 機能維持のための個別項目などが記載されていますが、具体的な保守点検 および管理維持管理のイメージが持てません。例えば受変電設備、送電設備のほか太陽電池設備について 外観目視の保守点検を行うとのことですが この外観目視の保守点検だけでも施設の規模から考えるとかなりの時間を要するに思います。この外観目視の保守点検は電気主任技術者 または代務者の何人で行うのか、どれくらいの時間がかかると見越しているのか、本事業にかかる発電施設から 2 時間 近いところに拠点があるとすれば 日帰りで行う作業なのか、設備の一部に異常が発見された時は 全ての設備の外観の保守点検が済むのか といった疑問がわきます。このほか補修工事はどういった場合に行うのか、調整池の土砂堆積状況の把握はどれくらいの頻度で行うのか、どの程度の堆積があれば浚渫をするのかということもよくわかりません。人員配置体制計画を踏まえ、十分な保守点検、維持管理ができるのか 詳しい説明をしてください。</p>	<p>おっしゃる通り、一日で全ての設備の点検を終えることはできません。そのため、複数日に分けて各設備の点検を経済産業省様への届出・指導のもと実施いたします。なお、点検については電気主任技術者の監督・主導のもと実施いたしますが、作業員は必ず必要であり、複数名の電氣的知識を有する取引先に外注し、実際の点検を行うこととなります。</p> <p>加えまして、外観点検だけでは電氣的な異常や細かな異常について検知することは難しいため、常時電氣的な異常や故障を監視しており、随時不具合を検知の上点検や修繕を行なってまいります。</p> <p>さらには監視用のカメラを構内に複数箇所設置し、土木的な故障がないか、崩壊箇所がないか確認するとともに、調整池については毎月の巡視の中で堆積量を確認し、オフィスからの流出に影響がある場合都度浚渫いたします。</p>
76	<p>事業終了後の措置</p>	<p>土地の現状回復とは具体的にどういうことを意味するのですか、例えば単に発電設備等を撤去するだけか、整地をするのか、植生の回復までするのか など、土地の現状回復の内容についてご回答ください。</p>	<p>土地の原状回復の定義については管理者（北海道ならに根室市）の指示に従うこととなりますので、指示に従い適切に実施いたします。</p>

77		<p>住民説明会の配布資料には本事業にかかる発電設備において火災が発生した場合の消火体制について具体的な対策が示されていません。しかしながら本事業にかかる発電施設は住宅地、多くの市民が利用する総合運動公園、終末処分場に隣接する施設であり。また傾斜地への整備でもあるので火災への対策は極めて重要で周辺住民の不安解消のためにも最大限の対策が必要であると考えます。</p> <p>そこで貴社がどのような防火対策、消火対策を想定しているのかご説明ください。また貴社は根室市消防本部と十分な協議をし、指導を受けるなど火災発生に備えた準備を進めるべきであると考えますがこうした協議指導は済んでいるのですか</p>	<p>根室市消防本部様と火災時の対応及び防災対策について協議済みでございます。また、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令およびその解釈に関する逐次解説」に基づき、発火の可能性のある機器器具（パワーコンディショナー）の周囲に碎石を敷き詰め、炎症防止措置を図ります。また、事業用地外への延焼防止措置として、太陽電池設備とフェンスの間に4m幅の碎石舗装を設け、直接的な延焼を防止します。</p>
78		<p>事業計画策定ガイドライン 27 ページでは事故発生時などは速やかに対応できるように体制を整えておくことが重要で、また、災害により破損した太陽電池モジュール等を適切に破棄するため保守点検及び維持管理を行う事業者、施工業者など非常時に対応する可能性がある者に対し事前に処理ルートの確認等を行うことが効果的であるとしています。では貴社は貴社や四ツ谷 エナジーといった内部の対策だけでなく災害などの事故発生時に保守点検及び維持管理を行う事業者や施工業者など非常時に対応する可能性がある者が速やかに対応できるような体制を整えるといった関係者も含めた対策をしていますか</p>	<p>「XXXXXXXXXX」への参画も視野に、将来的なパネル廃棄およびリサイクルに向けた取り組み・体制構築を進めております。</p>
79	防災	<p>事業計画策定ガイドライン 33 ページへは「土砂の敷地外の流出等により地域の被害が発生する恐れがある場合 自治体及び地域住民へ連絡するとともに、被害が発生しないように最大限の努力をすることが必要である。もし地域への被害が発生した場合は自治体や地域住民に連絡するとともに被害は最小限に抑えるように措置を講じることが必要であり、被害に対する損害賠償責任を負う場合には誠実な対応を行うことが適切である」としています。</p> <p>では地域への被害が発生する恐れがある場合、あるいはすでに地域の被害が発生した場合に備え、貴社あるいは四ツ谷 エナジーは自治体及び地域住民への連絡先を事前に把握していますか。貴社は被害が発生しないように最大限努力をする、あるいは被害を最小限に抑えるような措置を講じるためどのような体制をとるか検討はしていますか。検討済みであればそれはどのような体制ですか。被害に対する損害賠償責任を負う場合の誠実な対応とは具体的にはどのようなものであると考えていますか。</p>	<p>当然ながら根室市様・消防本部様・町会長様・病院・警察など主要な連絡先については存じ上げております。</p> <p>現場での第一異常発見者から各関係機関様への連絡や、応援体制の構築などを図ってまいりますし、損害賠償についても損害の発生状況、被害状況等を勘案し、損害金の支払いや物的な賠償を行うことになろうかと存じます。</p>
80		<p>地質調査はしたのか。根室は全体的に湿地帯が多いため、掘り起こしただけでCO2排出の増加懸念がある。</p>	<p>地質調査は完了しております。CO2排出の懸念についてご指摘ありがとうございます。環境に配慮した調査・施工を心がけてまいります。</p>
81		<p>火災や自然災害発生時の対応策として移動時間3時間以内に事業所を作るといことですが、国道44号線と142号線が通行止めになると根室へは入れません。その場合の対応はどのようにお考えでしょうか。火災の場合は対応するとのことの説明会でお反しされていたと思いますが</p>	<p>根室市内に拠点を設けさせていただきます。</p>

82	動物への影響	<p>住民説明会の配布資料によれば、動物の生息環境への影響を文献調査及び現地調査の実施により予測評価を行い、環境保全措置の検討を行ったとのことですが調査機関は春季5月と夏季7月の2回です。しかしながら根室には冬に飛来する渡り鳥も多く、毎年冬に野鳥の観察に根室を訪れる人も少なくありません。秋季と冬季にも調査を実施すればさらなる重要種が確認された可能性はなかったのでしょうか。春季と夏季の2回だけでなく秋季や冬季も調査をする必要はないのでしょうか。また鳥類については定点観測及びライセンスによる調査、動物については踏査による調査を実施したとのことですがそれぞれの調査日数についてご回答ください</p>	<p>調査計画については根室市様及び根室市様より紹介または了承いただいた専門家のご指導・ご意見を受けながら綿密に策定したものになります。初年度に加え、今年度は4月から10月まで毎月鳥類調査を実施して調査の確実性を図っております。また、今後、11月以降も工事中及び供用後2年間モニタリング調査を行う予定です。専門家及び根室市からの指導により、具体的な名前は伏せさせていただきますが、ヒアリングを実施した日程および専門家の人数を記載させていただきます。</p> <p>(調査内容確認) 計2回、2名へのヒアリング</p> <p>2024/05/08 A教授 2024/05/13 B先生</p> <p>(調査結果・保全計画) 計10回、9名へのヒアリング</p> <p>2024/07/04 A教授 2024/07/23 B先生 2024/10/03 C氏 2024/11/12 C氏 2025/01/20 D氏,E氏,F氏,G氏、H氏 2025/04/08 I先生 2025/05/14 C氏 2025/05/28 I先生 2025/06/03 C氏 2025/06/16 D氏、E氏</p>
83		<p>太陽光発電の環境配慮ガイドライン34ページは「事業区域内または周辺に重要な動植物の生息生育地がある場合は地域の有識者コンサルタントなどの専門家に相談し適切な対策を講じてください」としています。調査は地域の有識者かコンサルタントに依頼したのですか。調査者の資格や経歴について説明してください。</p>	<p>環境調査は環境アセスメントの実績豊富なコンサルタント会社へ委託し、コンサルタントを通じて、根室市様及び根室市様より紹介または了承いただいた専門家の方々と協議の上、適切な調査計画・保全計画を立案しております。</p>
84		<p>住民説明会の配布資料によれば、重要種保護の観点から種名と確認位置は非公開とのことですが、住民が生活する自然環境に関わる重要なことなので、種名は公表すべきなのではないですか。特に猛禽類にはワシ・タカ・ハヤブサといった種が含まれ、確認された重要種如何によっては本事業についての住民の関心度も大きく関わることもあります。他の鳥類についても同様です。そのため重要種の種名等の公表については、根室市と再度協議の上改めてご説明いただきたいと思います。</p>	<p>専門家・根室市様の指導に基づきます。重要種の名称や位置を明示することで、それを確認したがるもの、何らかの危害を与えるものが現れることに対しご懸念を抱かれているため、公表致しかねます。</p>

85	<p>「太陽光発電の環境配慮 ガイドライン」34 ページは「事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は 都道府県や市町村、専門家とよく相談し 生息地の回避を含めて対策を検討することが重要です」としています。一方 住民説明会の配布資料によれば 鳥類重要種 2 種については計画 周辺の生息環境に影響を及ぼす可能性があるとしながら その対策については「繁殖期に合わせた工事の位置や工種の選択で生息環境に対する影響を軽減できる」と 本事業を進めるという結論ありきの態度が伺われます。</p> <p>貴社は鳥類 重要種 2 種について、都道府県や市町村 専門家とどのような相談をしたのですか。まず相談した相手は誰ですか。その資格経歴とともにご回答ください。また事業を進めることで 本件土地周辺の鳥類重要種 2 種が絶滅する危惧はないのですか。あるいは 個体数の減少といった 悪影響はないのですか。こうした危惧について 上記の専門家たちはどう回答したのですか。</p> <p>では、繁殖期に合わせた工事の位置や工種の変更で、生息環境に対する影響を低減できるとのことですが、低減できるということは 何らかの影響があるということです。こうした措置をすることによる低減の内容について説明してください。措置をしなければ 鳥類重要種 2 種についてそれぞれについてどういう影響が生じ、措置をすればどういう影響になるかというふうに 詳細に回答してください。</p> <p>環境配慮 ガイドライン 34 ページは、「重要な動物の繁殖期など、特に配慮が必要な時期においては 影響を及ぼさないよう工事の時期の調整が必要となる場合もあります」としていますが、貴社の予防措置には工事の時期の調整についての言及がありません。</p> <p>工事の位置や工種の選択といった措置はどういうことを言うのか 重要種保護の観点から措置の内容についても詳細に回答してください。さらにこうした工事の位置や工種の選択といった措置だけで 鳥類 重要種 2 種 の生息環境には重大な影響が生じないのか上記の専門家たちの見解はどうだったかについても ご回答ください</p>	<p>環境調査計画や保全措置検討については根室市様及び根室市様より紹介または了承いただいた専門家に相談させていただいております。所属・氏名についての公表は控えさせていただきます。</p> <p>対象の 2 種については周辺に広く生息する種ではありますので、本事業の影響でこの 2 種が根室市内で絶滅する可能性は低いと思われませんが、個体数の減少は考えられますので影響を低減させる保全措置を実施する予定です。保全措置については専門家・根室市様に相談の上、決定しています。</p> <p>保全措置を実施しなければ、繁殖阻害や繁殖放棄が懸念されます。よって、保全措置は各種の繁殖特性をふまえ、繁殖可能な状況を構築しつつ、工事を進めることを考えています（工事時期・箇所調整）。</p> <p>工事位置・工種とは繁殖に影響の及ぼさない場所の選択や工種の選択に当たります。重要種保護の観点から、具体的な保全措置内容の公表は種の特定につながるため回答致しかねます。保全措置実施に関しては不確実性が伴いますので、工事中や工事後はモニタリング調査を実施し、影響評価を行い、影響が見られた場合に対応を検討することとして、専門家・根室市様より了承を得ています。</p>
86	<p>排水による生息物への影響はどうであるか。漁業など地元産業への影響は考えたのか。</p>	<p>太陽光発電所においては排水処理場と違い、有害物質を含むような排水は発生いたしませんし、造成工事時の土砂流出対策も計りますため、影響はないものと考えます。</p>
87	<p>冬場に飛来するガン・カモ類や猛禽類への影響がきちんと考慮されているとはいえ、通年での調査、結果の公表をしてほしい。</p>	<p>調査計画立案時に本事業地が冬季に飛来するガン・カモ類の主要な生息地から外れるとし、専門家・根室市様の了承を得たうえで現在の調査計画を立案しています。猛禽類については調査を実施しております。なお、補足調査として、今年度 4 月から 3 月までの鳥類調査を毎月実施しております。</p>
88	<p>オオワシの調査は実施したのか</p>	<p>猛禽類調査として実施しております。</p>

89		<p>エゾシカ・ヒグマの動線が変わり住宅地へ侵入の可能性が高まる恐れがあります。温暖化により冬眠しないヒグマが現場周辺で目撃された例もあります。冬場のヒグマ動線調査は必須と考えます。また、エゾシカ生息地でもあり、施設設置後に群れで住宅地へ侵入する可能性はかなり高く、直接的な人的被害につながります。蝦夷鹿の動線への影響は考慮されているでしょうか。調査結果にはなかつたのでヒグマと蝦夷鹿の動線調査の結果をご教示ください。</p>	<p>当該事業用地はほぼ全面笹原で見通しがよく、調査時および根室市様で情報を収集しておられるヒグマ目撃マップにおいてもヒグマの確認はなく、シカは事業地内外で数多く確認されています。また、当該事業地と同様の環境が周辺に広く広がっているため、生息環境への影響は軽微と考えています。</p>
90		<p>動物についての質問と同様に秋季と冬季の調査は必要ないのですか。 また調査者の資格や経歴について説明してください。また 植物の調査も動物の調査と同様に調査方法は踏査で調査時期も春季と夏季 ですが 調査の 植物の調査は 動物の調査と同じ人が同時に行ったのですか？</p>	<p>調査については環境調査の実績が豊富なコンサルタント会社へ依頼しております。植物の調査計画・調査時期については専門家・根室市様のご指導・ご意見を受けながら綿密に策定したのになります。当然ながら専門領域が異なりますので、それぞれに精通した人材にて調査を行っております。</p>
91		<p>住民説明会の配布資料によれば 重要種 9種が確認されたとのことですが 重要種の種名等の公表はすべきなのではないですか。 これについても 根室市と再度協議の上 改めてご説明いただきたいと考えます</p>	<p>専門家・根室市様の指導に基づきます。重要種の名称や位置を明示することで、それを確認したがるもの、何らかの危害を与えるものが現れることに対しご懸念を抱かれているため、公表致しかねます。</p>
92	<p>植物への影響</p>	<p>住民説明会の配布資料によれば 植物 重要種 2種については 太陽光パネルの設置工事に伴う 盛土や切り土を最小化すること、パネル間の草地を残すことで 生息域の消失を回避・低減できるとのことですが、こうした措置をすることについても 都道府県や市町村、専門家とどのような相談をしたのですか。相談した相手、その資格経歴とともにご回答ください。 またこうした措置をすることによる低減の内容についても説明してください。 措置をしなければ 植物 重要種 2種 それぞれについてどういう影響が生じ 措置をすればどういう影響になるかというように詳細に説明してください。環境配慮 ガイドライン 34 ページは「事業区域内 または周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は 工事業者等にも十分 周知の上 樹木の伐採、土地の造成等の工事中の施設の稼働中において、それらの場所に立ち入ったり 土砂が流入することがないように 対応を対策を講ずる必要があります」としています。植物重要種 2種については パネル間の草地を残すということは パネル間の草地に生息地を残すということですか。パネル間の草地というのは 太陽電池設備の外観目視の保守点検の際に通行する場所ではないのですか。つまり 保守点検の際に、植物重要種 2種について踏み荒らすことを容認することになりませんか。また 植物重要種 2種の生息地に土砂が流入する恐れはないのですか。これについてどのような対策を講じているのですか。こうしたことも含め 都道府県や市町村、専門家は植物 重要種 2種の貴社の対策についてどのような経過の見解を述べたのですか。</p>	<p>環境調査計画や保全措置検討については根室市様と根室市より紹介または了承いただいた専門家に相談させていただいております。所属・氏名についての公表は控えさせていただきます。 保全措置を実施しなければ、事業地内での生育株が消失することが懸念されます。保全措置は各種の生育株数・生態的特性をふまえ、継続的に生育ができる状況を構築することを考えています（改変範囲の最小化、残地の確保、移植）。パネル間の草地が重要種植物の生育地となります。 保守点検程度の頻度で踏まれても生育には影響がない種となります。また、土砂流入の可能性はありません。 保全措置実施に関しては不確実性が伴いますので、工事中や工事後のモニタリング調査・影響評価を行い、影響が見られた場合に対応を検討することとして、専門家・根室市様より了承を得ています。</p>

93		<p>環境配慮ガイドライン 34 ページは「種によっては 移植等が困難であることや種に応じた移植管理の方法の検討が必要であることから 都道府県や市町村、専門家とよく相談し、適切な方策を講じてください」としています。</p> <p>一方 住民説明会の配布資料によれば 植物重要種 3 種については 改変部から非改変部へ移植することによって種の保全が可能となるとのことですが、本事業にかかる本件土地の中で移植は可能なのですか。</p> <p>また この移植は専門家が行うのですか。さらにこの移植について都道府県、市町村、専門家は植物 重要種 二種の貴社の対策についてどのような見解を述べたのですか</p>	<p>はい、本事業土地内での移植が可能です。専門家・根室市様からも同意を得ております。</p> <p>また、移植は環境調査を専門とするコンサルタント会社へ委託し実施します。</p>
94	動植物への影響	<p>本事業にかかる土地は上記の通り希少な動植物の生息地でもあります。前記の通り、環境配慮ガイドライン 34 ページは「事業区域内に重要な動植物の生息地がある場合は 都道府県や市町村 専門家とよく相談し 生息・生育地の 回避を含めた対策を検討することが重要です」としています。では貴社や四ツ谷エナジーはこうした希少な動植物の生息が確認された時点で本事業を取りやめるという選択肢は検討しなかったのですか。あるいは今後 本事業を取りやめるという選択肢は検討しないのですか</p>	<p>調査結果を根室市・専門家に示した上で、事業実施の可否を検討しました。その結果、保全措置を実施することで事業実施可能と判断をするに至りました。</p>
95		<p>動物・植物への影響が極めて小さいとした根拠、絶滅リスクの計算値を示してほしい</p>	<p>一般的な環境アセスメント用いられる手法により影響度を評価しております。当該箇所のみには存在しない動物・植物であれば絶滅の可能性もあるかもしれませんが、少なくとも同様の環境がその他に残されていること、他場所でも存在が認められることから本用地に太陽光発電所ができたことが直接的な原因となり絶滅することはないと考えます。</p>
96	景観	<p>環境配慮 ガイドライン 29 ページは「主要な眺望点から 景観資源を臨んだ際に事業の実施が眺望景観にどの程度 影響を与えるかを検討します。・・・ 検討に当たっては 主要な眺望点からの景観資源の方向を望んで写真を撮影しその写真に 施設 設置後の事業区域を図時示することやフォトモンタージュを作成することにより 主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度を関係者に説明できるようにしましょう」としています。</p> <p>一方 住民説明会の配布資料には明治公園、シーニックハイウェイ北側、シーニックハイウェイ南側、根室市立柏陵中学校、介護老人保健施設、セラピーこざぐらの 5 箇所からの写真が添付されています。しかしながら 住民説明会の配布資料にはフォトモンタージュの作成がなく主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度が不明です。フォトモンタージュの作成をすることにより主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度がわかるように再度の説明をお願いしたのですがいかがですか。</p>	<p>改めて、次回説明会にてご説明差し上げます。</p>

97		<p>住民説明会の配布資料には上記5カ所が示されていますがこの選定は主要な眺望点として不適切ではないですか。まず本事業にかかる区域の眺望が全く望めそうになり明治公園をなぜ眺望点として選んだのですか。また眺望点としては市民が利用する総合運動公園の各所や現在整備が予定されている総合運動公園の予定地も主要な眺望点として加えるべきではないですか。さらに〇〇中学校からの眺望点については生徒たちの意見も聞くべきなのではないですか。以上については再度の説明をお願いしたいのですがいかがですか</p>	<p>ご意見を頂戴し、地点を追加の上説明差し上げます。 また、〇〇中学校様につきましては、10月21日に学校へ訪問させていただき、事業概要を説明させていただき、ご理解を賜りました。</p>
98		<p>環境配慮 ガイドライン 30 ページは、「周辺の環境に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮することも効果的です」としています。同様に事業計画策定ガイドライン 17 ページも景観に関しても発電設備の色彩なども考慮する必要がありますと同様の指摘をしています。住民説明会における説明では、太陽光パネルの機種等ははまだ決まっていないが、低彩度 低速度の機種を採用することのことで、太陽光パネル等の設備の選定にあたっては、周辺の環境に調和した色彩といったことなども考慮するのですか。</p>	<p>現行のパネルについては過去の反省を生かし、基本的には環境に調和（低反射等）したものとなります。</p>
99		<p>環境配慮ガイドライン 30 ページは「周辺環境の調和に配慮してアレイの高さを抑えたりアレイを配置したりすることが重要です」としています。一方住民説明会の配布資料では太陽光パネルの高さは最大に3.23m だとか周囲にフェンスを設置するとか敷地境界線と太陽光パネルの間に構内道路を配置して距離を保つといった説明がなされています。具体的な視認イメージが持てないのでこれについてもフォトモンタージュ等を利用して再度の説明をお願いしたのですがいかがですか</p>	<p>改めて、次回説明会にてご説明差し上げます。</p>
100		<p>環境配慮 ガイドライン 28 ページは「太陽光発電施設を設置した後に景観への影響を小さくすることはとても困難です」としており一度壊された景観の回復は困難です。しかも本事業にかかる発電施設は市街地の隣接地域であり住民が利用する総合運動公園、生徒たちの学びの場である学校など、住民生活の真ん中に配置しようとするもので、景観への悪影響は多大なものになります。そうすると、特に景観に関しては、住民の理解が重要になります。もちろん住民の理解を得ることだけでなく、住民の理解を得るまでの手続きも重要になってきます。この点6月の住民説明会の参加者は3名、9月の住民説明会の参加者は50名弱と少人数です。この2回の住民説明会だけではまだまだ住民理解を得るには程遠いと感じますが貴社としてはこの住民説明理解についてどう考えているのでしょうか。 住民の理解を得られたとする判断基準はありますか。また住民の理解を得るために貴社としてはどういった覚悟で臨むつもりでしょうか</p>	<p>許可権者である根室市様とも協議を重ね、住民の皆様からのご理解を得て参りたいと存じます。</p>

101	騒音・振動	<p>住民説明会の配布資料によると 資材等の搬出入院に伴う騒音は 道道 142 号線沿いの本事業にかかる敷地に隣接する地点では 67 db になる予定で幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 70db を下回るとのことです。この点 環境省の道路に面する地域における騒音にかかる環境基準によると幹線交通を担う 道路に建設する空間とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う 道路の場合、道路端から 15 メートルの範囲を言うとのことです。そして道道 142 号線沿いの本事業にかかる 敷地に隣接する地域は第二種中高層住居専用地域に指定されており、環境基準で言うところの A 地域にあたります。 そうなると道道 142 号線から 15m 以上離れた住居に適用される環境基準は昼間 60db 以下となります。 貴社または四ツ谷 エナジーは道道 142 号線から 15 メートル以上離れた住居において資材の搬入に伴う騒音が 60db 以下になるかどうか調査したのでしょうか。調査しているのでしたら その内容についてご回答ください。 調査していないのでしたら改めて 調査の上結果を含めた その内容についてご回答ください</p>	<p>既存の交通センサスデータ及び根室市様の過去の実測値を用いて、騒音の予測評価を実施しています。道路敷地境界付近で現況交通に工事用車両を加えて騒音が 67dB になります。なお、道路敷地境界より 15m 離れた地点においても予測を実施しており、距離減衰により、一番値が高くなる地点で騒音予測値は 57.7dB となり、環境基準を下回ります。</p>
102		<p>環境配慮 ガイドライン 20 ページは「太陽光発電設備における騒音源としては①パワーコンディショナー②パワーコンディショナーの熱負荷を減らすための空調機器が挙げられます」としています。住民説明会の配布資料には 50 ページに「④工作物の供用・稼働に伴う騒音・振動」という表題がありますが、そのなかの表の中身は同 47 ページのものと同じで、「④工作物の供用・稼働に伴う騒音/振動」について記載されたものがありません。そこでまず 工作物の供用稼働に伴う騒音振動についての調査結果をご回答ください。 なお、環境省の環境基準によると、本事業にかかる 敷地に隣接する住宅地の環境基準は昼間 55db 以下、夜間 45db 以下です</p>	<p>失礼いたしました。本件資料に誤植がございましたので再度資料に反映の上説明会にてご説明させていただきます。申し訳ございません。</p>
103		<p>環境配慮 ガイドライン 22 ページは「騒音の影響が懸念される場合は パワーコンディショナー等の設置場所を保全対象となる住宅等からできる限り離す等の対策を講ずる必要があります。また パワーコンディショナー等をコンテナ等に収納するなど 囲いを設けたり住宅等との境界部に防音効果のある壁を設置する、騒音の影響が比較的小さい機器を選ぶ等の対策も効果的です」としています。 本事業にかかる発電設備 とりわけ パワーコンディショナー やその熱負荷を減らすための空調機器は本件 土地 のどのあたりに設置する予定なのですか。また騒音を低減するためにコンテナ 等の収納をしたり騒音の影響が比較的小さい機器を選ぶなどの対策を講ずるのですか。</p>	<p>まず第一に、環境ガイドラインは製品についての言及がなく、大型の騒音が発生しやすい「集中型」PCS を例に挙げて記載されていると思われます。 近年の技術進歩により、より低騒音かつ高性能である「分散型」PCS が主流になっており、説明会で申し上げたとおり機器個別の騒音はかなり限られたものになります。</p>
104		<p>住民説明会の配布資料によると 工事用車両の走行、建設機械の稼働 パワーコンディショナーについての環境保全措置をすとのことですが、それでも近隣住民に与える 騒音が皆無になることはありません。 そうなると 特に近隣住民に対しては 本事業によってどの程度の騒音が生じるかや、前記の環境保全措置を周知する必要があると考えます。では貴社または四ツ谷エナジーはこうしたことをどのように近隣住民に周知する予定ですか</p>	<p>本説明会や、工事着手にかかる際の工事会社による工事説明の場で説明を重ねさせていただきます。</p>

105		事業計画策定ガイドライン 21 ページは、「発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずるように努めること」としています。しかしながら 住民説明会の配布資料には電磁波についての記述が一切ありません。貴社または四ツ谷エナジーは電磁波についてどのような対策を講ずる予定なのですか。	明確な記載がなく恐縮でしたが、ガイドラインに記載の通り、「国際規格（CISPR）」に適合した基準値以内の製品を用いることで対策を講じております（電子レンジなどの家電製品と同等かそれ以下）。なお、WHO（世界保健機構）も「一般的な生活環境での電磁波が健康に悪影響を及ぼすという科学的根拠はないとしており、太陽光発電の電磁波による健康被害の心配はほとんどありません。」という見解を示しております。
106		環境省と北海道のガイドライン内の騒音基準を工事中常に下回っているか教えてほしい	定められた環境基準内に収まっています。
107	濁水	環境配慮 ガイドライン 17 ページは「新たに土地の造成を行う場合や土砂の流出を防ぐ 植栽等がない 斜面に設置する場合は降雨時に 濁水が発生する可能性があります。・・・ 工事中を含めて 事業区域からの流出が流ることがないように排水計画を立てる必要があります」としています。こうした 排水計画は 策定しているのでしょうか。また 住民説明会に配布資料には 調整池のほか 仮設沈殿池も設置すると記載もありますが、それには 簡易的なフィルターなどの濁水処理機能はあるのですか。仮設沈殿池の設置場所や規模なども含めた 排水計画について詳しく説明してください。また環境配慮 ガイドラインは有識者やコンサルタントなど工学的な知見を有する専門家への相談についても言及していますが、貴社または 四ツ谷 エナジーは排水計画について こういった 専門家に相談したのですか。	記載の通り「植栽の等のない」斜面への設置は検討しておりません。一方で、住民活動へ影響のある箇所（スケートリンク側）についてはより安全性を持って生活いただけるよう、調整池を含む排水機能を計画しております。仮設沈砂池についてはあくまでの作業の中での排水経路等から見定める仮設構造物であり、また一時的な土砂堆積を防ぐ目的のものであることから、濁水処理フィルターの設置は検討しておりません。なお、多くの造成設計を有する設計会社様にて設計いただいております。
108	反射光	環境配慮 ガイドライン 23 ページは「事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や 国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合はシミュレーションを実施して影響の程度を確かめ 関係者に説明できるようにしておく必要があります」としています。住民説明会の配慮配布資料では 根室市立柏陵中学校、介護老人保健施設 セラピー こざくら、西側の住居、東側の住居について結果が示されていますが、影響時間の多少はあっても住民 該当施設の管理者等への説明は不可欠であると考えます。貴社または 四ツ谷 エナジーはどのような対応を想定しているのでしょうか。特に 西側の状況は朝早い時間 春分から秋分にかけての1年の大半 反射光の影響を受けます。場合によっては保証が必要になるかと思われませんが、貴社または 四ツ谷エナジーはこの点についてどのように考えているのか ご回答ください	説明会で申し上げた内容と重複いたしますが、シミュレーション結果は植栽影響や障害物影響を加味したものではありません。とはいえ、説明責任はあろうことかと存じますため、それぞれの施設にご説明いたします。
109		住民説明会の配布資料 では 4 か所のシミュレーションが結果が示されていますがこのほか道道 142 号線の何点か（特に太陽光パネルが見える地点）のシミュレーションをぜひ行っていただきたいと考えます。これについては可能ですか	追加で実施した結果をご報告いたします。
110	雑草の繁茂	住民説明会の配布資料によると 本事業にかかる発電施設の雑草については 年に1回 太陽光 アレイ 周辺の除草を計画しているとのことですが 火災予防や施設の安全管理の観点からは年1回では少ないように感じます。必要な回数を確保すべきではないですか。また同様の観点から 冬場の除排雪についても検討すべきであると考えますが この点については どのように考えていますか。	通常では2回の除草を行うことが一般的であります。自然環境保全計画の観点から得た専門家の指導により1回とさせていただきます。また、当然降雪時の対応として除雪も計画しております。

112	パネル	<p>住民説明会の配布資料によると、採用する太陽光パネルの含有情報は、鉛 0.1 wt 以下、カドミウム、ヒ素、セレンの含有はなしとのこと。また住民説明会における説明では採用する太陽光パネルはまだ決まっていないとのこと。この点エネルギー庁の太陽光パネルの型式登録リストによると貴社が採用を検討しているメーカーの一つである [] の型式にカドミウム、ヒ素、セレンの含有情報として「なし」と記載されているものはひとつもありません。貴社が採用する太陽光パネルにカドミウム、ヒ素、セレンの含有がないということはどのように担保されるのかご回答ください。また貴社が採用を検討している [] や [] などそれぞれのメーカーはどこ国のメーカーなのか。さらに貴社が採用する太陽光パネルのメーカーはいつの時点で決まるのですか。決定した時点で採用する太陽光パネルの鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの含有情報は私たち住民に正しく知らされるのですか</p>	<p>[] もしくは [] いずれかのパネルを使用することといたしました。なお、双方中国のメーカーとなります。また各メーカーから第三者機関による検査結果について受領しております。含有情報についてはお伝えさせていただきます。</p>
113		<p>パネルの枚数とメーカー（内訳）、規格、製造年月日を教えてください</p>	<p>34,782 枚全て [] もしくは [] のものになります。規格は 660W/両面発電型となり、製造年月日については事業用地に搬入される 2 カ月前に製造されることとなります。</p>
114	廃棄物の処理	<p>住民説明会の配布資料によると、発電設備等の設置時や解体時に、多量の廃棄物が発生するようですが、こうした廃棄物に関して、根室市など関係機関との調整が必要となると考えます。この点について、解体・撤去をする排出事業者に一任ということはないかとは思いますが、貴社や四ツ谷エナジーはどのような対応を想定しているのかご回答ください</p>	<p>根室市様・北海道庁様・民間の廃棄物、リサイクル処理業者に相談させていただいております。全てを産業廃棄物とするわけではなく、鉄や銅、コンクリート殻やガラスは可能な限りリサイクルすることで廃棄物処理量を低減させて参ります。</p>

115	<p>廃棄費用総額</p>	<p>住民説明会の配布資料によると設備の廃棄費用総額は1億8300万円でその算定方法は貴社が想定する年間の供給電量に解体等積立基準額を乗じさらに10年分を乗じるというものです。しかしながら私たち住民はこれは貴社が推進機関に積み立てる解体等積立金の総額を意味するだけで本事業にかかる発電設備等の廃棄にかかる総額を意味するものではないと考えています。</p> <p>1つには解体等を積立金の額は供給した再生可能エネルギーの電気の量に解体等積立基準額を乗じて得た額で、解体と積立基準額は再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常を要する費用の額及び再生可能エネルギー電気供給の見込み量を基礎にして定める額です。つまり解体等積立金の額は解体等に通常要する費用を基礎にして定めた額に過ぎず、解体等に通常要する費用そのものではないということです。また再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために推進機関に納付する方法で積み立てる外部積立と同じく、設備の解体等に要する費用に充てるため事業者自らがする内部積立とは積立予定総額が異なります。そして設備を解体するにあたって外部積立の方法によろうが内部積立の方法によろうが、かかる費用は同じはずです。</p> <p>この点からも解体と積立金の総額は解体等に通常を要する費用を意味するものではないことは明らかです。現に廃棄と費用積立ガイドライン42ページには内部積立における積立予定総額は外部積立想定額以上の額である必要があるとはっきり書かれています。さらに根室市は本土最東端に位置する最遠の地であるため、輸送コスト等がかさむなどの要因から、根室市の建物の建築や解体のコストとは他の地域よりも割高になる傾向があります。そのため本事業の発電設備等の解体にかかる費用は解体等に通常要する費用では収まらない可能性が十分にあります。</p> <p>以上の点から私たち住民は貴社が説明会で行った設備の廃棄費用総額と廃棄費用の算定方法は誤りであるので、これらの事項について再度説明会における説明を求めます。そして設備の廃棄費用総額と廃棄費用の算定方法は、根室市で行った場合に廃棄にかかるそれぞれの項目別の費用を求め、それを積算した見積もりを作るという形で説明をしていただきたいと考えています。ではこうした形で改めて設備の廃棄費用総額と廃棄費用の算定方法を再度説明していただけますか。なお説明会においては再生可能エネルギー発電事業に伴い生じる廃棄物の撤去その他の処理に関する事項について、必要かつ適切な説明をしなければならず住民説明会ガイドライン20ページは設備の廃棄にかかる廃棄費用の総額及び廃棄費用の算定方法の説明を求めています</p>	<p>ご指摘誠にありがとうございます、皆様に寄り添ったご説明がなされず、たいへん申し訳ございません。現在、地域特性を加味した実質的な見積対応を行っているところでございますため、次回説明会までにご指摘事項を取りまとめ、ご報告させていただきます。</p> <p>一方で我々としても1億8,300万円しか抛出しない、という意向では全くなく、必要に応じた金額を適正な手段にて積み立ての上、対応させていただきたいと考えております。</p>
-----	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

116		<p>私たち 住民は貴社が設備の廃棄費用総額と廃棄費用の算定方法を推進機関に積み立てる 解体等積立金の総額とその算定方法で行ったことに対して強い 不信感を抱いています。法律に従って解体と積立金を積み立てればその費用が実際に設備の廃棄に要する費用に足りず 結果的に設備を廃棄することができなくても構わないといった態度を感じたことが一つにあります。仮にそうなったところで貴社も四ツ谷エナジーも痛くも痒くもないだろうし 貴社の投資家にいたってはなおさらです。結果的に設備を廃棄することができなくなった場合に 安全面防災面 環境景観関連などで被害を被るのは私たち 住民 なのです。貴社の説明から私たち 住民のことを他人事にかかっている態度が随所に感じられました。設備の廃棄費用を総額と廃棄費用の算定方法について実際に積算をすることなく 推進機関に積み立てる 解体等を積立金の総額とその 算定方法でお茶を濁し、私たち 住民を 煙に巻こうと言った態度も感じました。説明会をやりさえすれば 認定取得ができ、私たち 住民の理解を得ることには全く無頓着のように感じられました。私たち 住民は貴社に対して私たち 住民のことを他人事ではなく、自らのことのように考えることを願っています。そのためには仮に解体等 見積もり金の総額が実際に設備を廃棄するために要する費用に足りなくても貴社または余計 エナジーの責任で本事業にかかる発電設備等を廃棄する覚悟を示すことです。この覚悟を示すにはまず 根室市で行った場合に廃棄にかかる積算による見積もり額をしっかりと把握することです。そして 解体等を積立金の総額では不足する本事業にかかる発電設備等を廃棄するための費用を解体等積立金とは別に積み立てるのです。もちろん 本事業にかかる発電設備等の解体以外の用途には使えないように設定をする必要があります。そして何年かに一度 廃棄にかかる積算による見積もり額の見直しを行い、それを元に 解体と積立金とは別に積み立てる 額の見直しを定期的に行うのです。これが私たち 住民に示す 貴社の覚悟です。ではここで質問です。 貴社はこの覚悟を持てますか</p>	<p>ご指摘誠にありがとうございます、皆様に寄り添ったご説明がなされず、たいへん申し訳ございません。現在、地域特性を加味した実質的な見積対応を行っているところでございますため、次回説明会までにご指摘事項を取りまとめ、ご報告させていただきます。</p> <p>一方で我々としても1億8,300万円しか拠出しない、という意向では全くなく、必要に応じた金額を適正な手段にて積み立ての上、対応させていただきたいと考えております。</p> <p>前述の通り、我々は長期的に地域に根差し、発電事業を進めて参りたいと存じますことから、最終的な発電所の終焉まで覚悟を持って臨みたく存じます。</p>
117		<p>ここでは貴社の覚悟に関連した質問をします。まず 使用済みの太陽電池モジュールの処分方法をどう考えていますか。再使用、再利用、埋め立て処分といった方法が考えられますが 現時点でどの方法をとるか検討はすんでいますか。検討が済んでいるのであれば その方法とその方法を取った場合の太陽電池モジュールの処分の費用、総額、その算定根拠をご回答ください。検討が済んでいないのであれば、再使用、再利用、埋め立て処分、それぞれの方法をとった場合の費用総額とその算定根拠を方法ごとにご回答ください。</p>	<p>現在、地域特性を加味した実質的な見積対応（処理方法含む）を行っているところでございますため、次回説明会までにご指摘事項を取りまとめ、ご報告させていただきます。</p>
118		<p>住民説明会の配布資料には金属クズ、廃プラスチック類、コンクリート柄がら、ケーブル類、その他の 想定排出量が記載されていますが 現在 根室市で処分したとすれば廃棄費用の総額はいくらになると試算しますか。廃棄物の種類ごとに算定根拠を添えてご回答ください。</p>	<p>現在、地域特性を加味した実質的な見積対応（処理方法含む）を行っているところでございますため、次回説明会までにご指摘事項を取りまとめ、ご報告させていただきます。</p>

119		<p>廃棄物の処分の前には 太陽電池モジュールを他のものと区別するといった 分別 など 本事業にかかる発電設備等を解体する必要があります。では 現在本事業にかかる発電設備等を解体したとしたら 解体費用の総額はいくらになると試算しますか。算定根拠を添えてご回答ください。</p>	<p>現在、地域特性を加味した実質的な見積対応（処理方法含む）を行っているところがございますため、次回説明会までにご指摘事項を取りまとめ、ご報告させていただきます。</p>
120		<p>上記を踏まえ、運転停止後、本事業にかかる発電設備等を解体 廃棄物の処理を経て、本件土地の現状回復を それまでの総額はいくらになると試算しますか、算定根拠を添えてご回答ください。</p>	<p>原状回復をどこまで行うかについては管轄行政の指導によりますため、一概には申し上げにくいですが、処理費用には解体費用を含むため、同義となると理解しております。</p>
121		<p>廃棄費用は、資源エネルギー庁のガイドラインをもとに算出したとのことだが、実際にかかる原状回復の費用と比較して十分な額が確保されているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現在、地域特性を加味した実質的な見積対応（処理方法含む）を行っているところがございますため、次回説明会までにご指摘事項を取りまとめ、ご報告させていただきます。</p>
122		<p>積み立てられた廃棄費用は、法的に他の費用に流用できない仕組みとなっている認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りでございます。</p>
123		<p>廃棄費用の積立は、10年後～20年後までの10年間で行うということだが、途中で会社が倒産などした場合に原状回復に必要な資金が不足する可能性はないのでしょうか（そのような場合には実質的に親会社である四ツ谷エナジー合同会社が不足分を補填しますか？）</p>	<p>本事業のスキームは前述の通り、倒産を隔離するために構築されております。そのため、一般的な会社に見られる倒産という事象は発生し得ないことにはなりますが、なんらかの理由で積み立て途中で解体の必要が生じた場合には、発電事業者としての責に基づき、対応させていただきます。</p>
124	積立期間満了前の運転停止	<p>積立期間満了であっても、災害等により本事業にかかる発電設備等が損傷し発電設備等の修繕や 撤去処分が必要となる事態も想定されます。またこうした場合には周辺に居住する第三者にも被害が発生する恐れがあります。こうした事態に備え 損害保険等に加入することは不可欠であり 特に火災保険、地震保険、第三者賠償保険の加入は必須であると考えます。</p> <p>では貴社は本事業を進めるにあたって こうした損害保険に加入する予定はありますか。上記3つの保険以外にも加入する予定があればそれについても ご回答ください。また貴社はどんな損害保険会社の損害保険に加入するか 現在 具体的に話は進んでいるのですか。例えば 契約交渉をしているのかということです</p>	<p>ご記載のとおり、火災保険・地震特約・第三者賠償責任保険・利益保険について保険を付保いたします。また、実際の手配については、保険ブローカーを通じ、日本大手保険会社[]と協議を進めているところです。</p>

125		<p>貴社が加入する予定の損害保険の内容はどのようなものですか。災害発生時に支払われる保険金の額、毎月あるいは毎年の保険料、保険金支払いの条件など加入する損害保険の内容についてご回答ください。また具体的な事例を想定しながら保証される範囲や支払われる保険金の額などについてご回答ください。</p> <p>例えば①本事業にかかる発電施設から出火し、太陽電池モジュールやパワーコンディショナーなどの施設の3分の2が損傷し使用不能になった場合、②①の場合でさらに隣接する民家3棟が全焼し死者1名重軽傷者3名が出た場合、③②の場合で出荷の原因が貴社の従業員など貴社の関係者の重大な過失により生じた場合、それぞれの場合の保証される範囲や保険金の額などについて説明してください。さらに上記の場合とは別にこのような場合には保証されないとか保証の範囲外であるというケースについてご説明ください</p>	<p>保険の詳細については機密情報となりますため開示を差し控えさせていただきますが、保険料については本事業で発生する利益より支払い可能な水準です。また、保険内容については、本事業で想定される事故（設備不良や火災や落雷、その他自然災害など）については設備の復旧費用、逸失利益、第三者への賠償を含めて十分補償がなされることを見込んでおります。</p>
126		<p>貴社が加入する予定の損害保険により支払われる保険金の額はいくらに設定するのかその設定する額の根拠についてご回答ください。例えば上記事例①の場合、発電施設を再び稼働するため損傷した設備に関わる新たに設備を設置する必要があるし、損傷した設備については廃棄する必要があると考えます。新たな設備を設置するための費用、損傷した設備を廃棄する費用、設備が稼働できないことにより損失した費用、その他の費用など各費用の項目ごとに損害な見積もり額と損害を保持するためのに足りる額の合計額を示しながらご回答ください。</p>	<p>保険の詳細については同上機密情報となりますため開示いたしかねますが、保険概要に関しては、本事業の施工費や想定される損害、利益を踏まえたうえで、想定される事故（設備不良や火災や落雷、その他自然災害など）で生じる設備の復旧費用（含む設備の廃棄費用、新規設備費用、施工費用）、逸失利益、第三者への賠償を含めて十分補償がなされることを見込んでおります。</p> <p>また、同保険内容については第三者のアドバイザーから問題ないことを確認の上で、最終的な保険設計を行う予定です。</p>
127		<p>積立期間満了前に災害により貴社に保険金が支払われた時その保険金は全て損害の保険のために使われますか。また支払われた保険金の一部が銀行の返済等に流用されることはありませんか。特に災害発生前から貴社の資金繰りに問題が生じていたような時、保険金の流用がなされることはないのかご回答ください。また保険金の流用がなされないためどのような仕組みを講じるのかということも併せてご回答ください</p>	<p>原則として、保険は保険の適用先（損害）に支払われるため、用途外に使用することは禁じられております。</p> <p>また本事業では、銀行様からの融資の制約の一環として、用途別に多岐にわたる口座を設定し、それぞれ適切に管理することが定められており、保険金についても専用口座にて管理するため、流出することがないような仕組みを講じております。</p>

128	地域のメリット	貴社や 四ツ谷エナジーが本事業を通じて 私たち 住民にどのようなメリットをもたらすつもりなのか お答えください	<p>以下のようなメリット・貢献策を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する運動公園への物的もしくは金銭的協力を通じ、住民の皆様の憩いの場の整備にご活用いただく ・固定資産税の納税により、根室市様の税収に貢献し、道路整備やイベントなどにご活用いただく ・企業版ふるさと納税を通じた環境保全対策への貢献 ・広がる獣害対策の一環として、地元猟友会様への物的・金銭的協力 ・地元の工事会社、電気工事会社の積極的な活用による地域活性（工事期間・運営期間含む） ・（根室市等による地域新電力が立ち上がった場合）地域新電力への電力供給により地域の電気代削減に貢献 ・地域子どもたちへの環境教育の実施による、学習面での貢献 <p>等を検討しております。</p>
129		根室市民が享受するメリット・デメリットを簡潔にまとめてほしい	メリットについては上記の通りです。デメリットについては皆様がデメリットと感じることの無いよう、皆様のご意見に寄り添いながら対策を講じてまいります。
130		貴社は 売電収入の一部を私たち 住民のために使うつもりはありますか。少なくとも 売電収入の1%以上を私たち 住民のために使うつもりはありますか。この住民のために売電収入の一部を使うためのスキームについてはこれから検討が必要になると思いますが、例えば私たち 根室市の住民が抱えている地域医療や教育などの問題を解決するために何かの事業をすることでその事業に資するための基金を設立するとします。その基金に売電収入の一部を寄付するつもりはありますか。またこうした地域貢献のための事業に貴社や四ツ谷エナジーは積極的に参加する用意はありますか	地域貢献策として売電収入の一部を住民の皆様の生活に生かすことができるような形を根室市様と協議進めております。仮にそうした基金を立ち上げていただく場合においては是非とも貢献させていただきたく存じます。
131	地元との合意	今回の発電事業に関して、住民との合意形成ができてから工事を着工する予定なのか 「合意形成できた」場合の根拠と判断を具体的かつ簡潔に教えてほしい 「合意形成ができていない」場合でも工事を着工した時、根室市民からの反感やメディアなどから批判が出てくると思うが、どのように対応するのか	ご認識の通り住民の方との合意形成ができてから工事を着工する予定でございます。こちらは根室市様と協議し、我々の事業に対する届出を受理頂けることが一つの合意形成の形と考えます。
132	その他	提出された質問・意見の内容に対する回答内容については、全ての項目についてホームページで広く閲覧ができるよう公開してほしい。	次回説明会にて頂戴したご意見につきましては、四ツ谷エナジーのHPにて公開させていただきます。
133		レターバックに貴社の電話番号を記入しようとしたが、わからなかった。電話番号等連絡先を明記できない理由を教えてください	大変失礼いたしました。次回は電話番号・連絡先について記載させていただきます。

134	運動公園近くで遊ぶ子供達への健康被害（騒音・精神含む）への影響はどうか	騒音については、騒音影響評価にて評価させていただいております。また、精神被害につきましては、太陽光パネル自体が直接的に精神障害を引き起こすという報告等はなく、かつ、調査結果より騒音被害も抑えられる結果となっておりますため、健康被害を引き起こす可能性は極めて低いと判断いたします。
135	根室市役所から工事着工の許可はすでに下りているのか	いいえ、説明会を通じ、住民との合意形成が図れたと根室市様をご判断された時点で届出が受理され、着工が可能となります。
136	工事日程の最新情報が欲しい	皆様との合意形成スケジュールにより変動いたしますため、確定次第なんらかの手法でお伝えさせていただきます。
137	出力（太陽電池発電所出力、PCS 容量）の正確な数値、計算式と使用した情報を開示してほしい	太陽電池出力 = 660W x 34,872 枚 = 23,015.52kWdc PCS 容量 = 125kW x 128 台 = 16,000kWac
138	環境影響評価の結果を CO2, 円の単位で、フローチャートも含めて生産から廃棄まで全てのものが含まれているもの、輸送も含む	通常的环境影響評価においても実施しない事項でございますため開示致しかねます。ただし、生産から輸送まで、各サプライチェーンにおいて CO2 排出量を低減できるよう取り組んでまいります。
139	これまでに根室市長または市役所との接触・協議を行ったことがあるか。ある場合は、最初の接触がいつだったのか、その際にどのような議題を扱ったのか、以降どのようなやり取りを重ねたのかを時系列で具体的に明らかにすることを求める。	市役所との協議日を以下に記載いたします。 2024 年 04 月 17 日（水）商工労働観光課：業務内容についての頭出し 2024 年 09 月 26 日（木）商工労働観光課：住民説明会の開催範囲について 下水道課：水の濁りについて 都市整備課：水の濁り、景観について 生活環境課：騒音・振動／反射光／電波障害について 2024 年 10 月 03 日（木）根室市歴史と自然の資料館 動植物保全について 2024 年 11 月 12 日（火）根室市歴史と自然の資料館 動植物保全について 2025 年 05 月 14 日（水）根室市歴史と自然の資料館 動植物保全について 2025 年 10 月 01 日（火）商工労働観光課 なお上記以外にも定期的に（月に 2～3 回ほど）お電話／メールにて状況の報告およびご相談等をさせていただいております。
140	本件はすでに[]でも報道され、さらに根室市長が環境大臣に直接面会した事実があります。その際、環境大臣は、地域との共生が図られない太陽光発電の建設は抑制すべき」と明言しました。この大臣の発言を、事業者としてどのように受け止め、事業計画に反映させるのか。	認識しておりますが、弊社はあくまでも法規制に則り必要な調査を実施し、各行政機関と合意形成を図りながら事業の計画を進めて参りましたため、適正な指導・指示に基づき事業計画を進めて参ります。

141	住民説明会では「国が推進している」と繰り返していましたが、国の代表である大臣が「抑制すべき」と述べた事実とどう整合性を取るのか	<p>■■■■■においては、再生可能エネルギーの導入拡大自体は推進する立場ですが、その導入にあたっては地域の合意形成や環境保全との両立を重視する姿勢が示されています。</p> <p>したがって、「抑制すべき」という言葉で太陽光発電全体を否定したわけではなく、「乱開発や環境破壊を伴うような導入のあり方」に対して、懸念や是正の必要性を示していると解釈するのが妥当であると考えております。</p>
142	憲法は財産権や営業の自由を保障していますが、それは「公共の福祉に反しない限り」であり。無制限ではありません。すでに多数の市民・国民が本事業に反対の声をあげています。この状況でなお「公共の福祉に反していない」と言えるのか。現行法で形式的に許されていたとしても、法の理念そのものに反していないか。事業者としての見解を明確に示すよう求めます。	<p>事業者として、憲法の解釈について見解を示す立場にはございません。</p> <p>関係法令や行政指導等を遵守し、適切に事業を実施します。</p> <p>今後も、地域の皆様のご意見を真摯に受け止めながら、法令に基づき誠実に対応してまいります。</p>
143	住民の周知方法を適切にすべき	<p>説明会でも申し上げた通り、根室市様の指導に基づき、デジタルサイネージでの周知、新聞での周知、根室市内全ての町会様に向けた回覧という形で周知させていただいております。</p>
144	災害時PSCの自立運転機能をつけ、根室市内への優先的な配電を行なってほしい	<p>特別高圧の発電所においては当該機能を付保することができません。また、配電については■■■■■の所管であり、我々が関与できる領域でないことご理解賜りたく存じます。</p>
145	なぜ根室市に太陽光発電所を建設しようと思ったのか	<p>総合的な検討の結果、効率的な再生可能エネルギー事業が実施可能であり、再エネ導入目標に貢献できると判断したことによります。</p>

<ご意見>

No.	意見書本文	回答
1	ソーラーパネルの必要性、国民として、市民として感じておりません。国も、メガソーラーに 対 しての規制の見直しを検討している中で規制が緩い時期に建てるという行動にも非常に問題があると思います。根室市民との合意形成も全くできていない中で建設することに断固反対します。公共の福祉に反しています。	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>なお、根室市様のガイドラインにおいては全国的にも非常に密に調査や計画を求めるものであり、著しく規制が緩いとは考えておらず、また規制が緩いので開発を行うという心づもりではないこと、ご認識賜りたく存じます。</p> <p>地域の皆様のご懸念を真摯に受け止め、法令遵守のもと、安全と環境に十分配慮しながら事業を進めてまいります。</p>
2	前回の説明会は、質疑応答の途中で終了したと思います。平日の限られた時間ではなく、できるだけ多くの市民が参加できる日時を設定をして、市民全体に周知した形で説明会を実施してほしいと思います。	<p>会場時間の都合により途中で切り上げることとなり、大変失礼いたしました。ご意見頂戴した通り、できる限り多くの方に参加いただけるよう最善を尽くさせていただきます。</p>
3	9月9日に開催された説明会において、参加者より出された意見の多くが本事業に対する疑問や不安を述べるものであり、また本事業に対して反対の意見も出されました。	<p>ご意見頂戴しましてありがとうございます。9月9日に実施した住民説明会に対する意見書につきましては、全件につき改めて文書で回答し、一覧を皆様にお配りいたします。</p>

	<p>私も本事業の実施に対して、景観の問題、鳥や動植物をはじめとする自然環境への影響、本当に適正な管理運営がなされるのかどうかの不安、火災や災害時の危険性、事業終了後の撤去及び現場復帰が担保されるのかどうか、等の観点から反対の考えを持っております。</p> <p>ただその上で今後御社が当該事業を推進していくのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 9月9日の説明会で参加者から出された各質問に対する再度の回答、及びその後の「意見書」等によって提出された質問・意見に対して適切なご回答をいただくこと。 ● また提出された質問・意見の内容及びそれらに対する御社の回答内容について、質問者に対して返信することはもとより、すべての項目について御社のホームページ等で広く閲覧ができるよう公開していただくこと。 ● 上記の回答内容を踏まえて、再度の市民説明会・意見交換会を開催していただくこと。 ● こうした市民合意が得られない場合は、11月の建設工事に着手しないこと。 <p>以上を私の意見・質問として提出いたします。</p>	<p>また、次回の住民説明会につきましても実施させていただき、できる限り多くの皆様からご理解をいただいた上で工事着工に入れるよう、努力して参ります。</p>
4	<p>一番大切なことは、生態系を守ること、日本の山河を守ること、森や海や川を守る、それぞれの土地の固有の産業を守る。生態系をいくら破壊しても抗議する人が少ない。無住地になった土地に「生産性の高い産業」を誘致するのは再エネとはいえない。ハッター川、西月ヶ丘川の河口はたびたび高潮の受けるところで上流からの流水が多くなると被害は拡大する可能性がある。調整池に想定外の雨量により危険性が高まる。</p>	<p>生態系や地域の自然・産業を守することは、当社にとっても最も重要な課題と認識しております。</p> <p>ご指摘の河川や調整池の安全性については、根室市様とも協議を進めており、想定外の降雨にも対応できる安全対策を講じたうえで、地域環境への影響を最小限に抑えるよう取り組んでまいります。</p>
5	<p>私は貴社がすすめる事業について、第2回の説明会で質問が殺到していたように本事業を実施することから生じる根室の地域の安全面や防災面におけるリスク、環境や景観への影響将来の発電施設等の廃棄物に対する懸念に大きな不安があります。加えて、貴社が本事業を進めることにより私たち住民はこうした不安があるにもかかわらず私たちには何のメリットももたらさず、私たちからしたら貴社や四ツ谷エナジーは単に地域を荒らしに来るだけとしか映りません。そこで、まず強くお願いしたいことは、先日第2回目の説明会で出た質問への回答、特に「検討します」とお答えのものは勿論のこと、すべてに真摯にお答えいただきたいと存じます。</p> <p>もう一つはこれだけ市民に影響を与える事業であるにもかかわらず、住民説明会の実施周知のあり方が不十分であることを指摘するとともに、第3回目の説明会開催を強く要望致します。2万人越えの市に対し、6月の説明会は三人、9月は50名弱、これだけでは住民の理解を得るには程遠く感じます。実際私の周囲の市民は説明会のことを知らない人が大多数でした。どうか良識のある対応をお願いいたします。</p>	<p>地域の安全や環境への影響に関するご不安を真摯に受け止め、前回の説明会でいただいた全てのご質問について、次回の説明会にて具体的な回答と対策内容をご説明いたします。</p> <p>また、より多くの市民の皆様にご参加いただけるよう、開催日時や周知方法を工夫し、誠実な対話の場を設けてまいります。</p>
6	<p>今回説明会に参加して景観への影響の写真で一番市民、観光客が通る道（国道44号）からの写真がないことと反射光が必ず当たる国道を調査していないのは、おかしいです。</p> <p>運動公園の利用者からの目線も調査するべきでしたね。反射光のせいで車を運転している人が事故を起こした場合誰が責任取れるんですか？今まで根室に暮らしてきて急に自然だったところに不自然にさせられて、誰も賛成する人はいない。メガソーラー設置反対です！本当いらない。</p>	<p>景観や反射光に関するご懸念を真摯に受け止めております。</p> <p>国道44号線および運動公園など利用者の多い場所からの見え方についても追加調査を行いましたので、次回の住民説明会の際にご説明させていただければと存じます。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 根室に足をしっかり運んでいけば解る一番通りの多い国道からの景観を見せない点、都合の悪い部分の具体的な数値を出さない点、2年前から入念な準備を〜という割に春と秋しか自然に対する調査を行っていない点、どこかのメーカーを使用するか、どこに拠点を設置するか等、とても大事な点を決定、確定しないまま説明会を開き、工事を進めようとする点など、信用性に大きく欠ける事業者根室市の環境を大きく変える今回の事業は任せたくありません。 ● 今どき意見を募るのにメールフォーム等を設けられないとか考えられません。 	<p>ご指摘ありがとうございます。調査時期や公表内容についてのご懸念を真摯に受け止め、再度次回開催の住民説明会にてご説明させていただきます。また、意見書につきましても郵送という手段でお手間をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。次回開催の際にはメールフォームを設けさせていただきます。</p>
8	<p>今回計画されている根室西浜の大規模太陽光発電所建設について、以下の理由から反対の意見を述べます。</p> <p>第一に、根室市単体ですすでにカーボンニュートラルの達成が見込まれており、これ以上大規模な再生可能エネルギー発電施設を新たに建設する必然性は乏しいと考えます。地域として十分な温室効果ガス削減が進んでいるにもかかわらず追加的な開発を行う合理的な理由は示されていません。</p> <p>第二に本施設で発電される電力は根室市内で消費されるわけではなく主として大量消費地である都市部に送電される点です。根室に建設するにも関わらず地元の暮らしや産業のために直接利用される電気ではなく、都市部の需要を満たすために発電であることは看過できません。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業の必要性や電力の流出、事業者の所在、リスクの負担といった点は重大な懸念であると深く受け止めております。</p> <p>当社は住民の皆様の十分な理解が得られるまで真摯に対応させていただきます。</p> <p>また、地元優先の雇用・調達や地域振興のための給付・運営体制など、住民の皆様にご具体的なメリットをお示しできる案を次回説明会でご提示し、透明に公開してまいります。</p>

	<p>第三に、事業主体は東京都港区に取材する企業であり根室の地域企業ではありません。つまり都市部の会社が投資を集め地方に施設を建設し最終的な利益を都市部に吸い上げるといった構造となっています。</p> <p>第四に、火災などの事故リスクや景観環境の悪化といったデメリットを負担するのは根室市民であるという不均衡です。施設の運営上のトラブルが発生した場合に最も大きな被害を受けるのは地元で暮らす私たち住民です。</p> <p>このように本事業は都市部が地方を犠牲にして利益を得る搾取の構造そのものであり地域住民として到底受け入れられるものではありませんエネルギーの地産地消おすす地域に利益が還元される形を模索することこそが持続可能な社会の実現につながると考えます。</p> <p>もっとも、そうした中でも建設の可能性を模索するのであれば以下の要望を強く申し上げます</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に寄り添い徹底した議論を行った上で十分な理解を得ること理解が得られるまでは着工を行わないこと ● 景観や野生生物に配慮し事業面積を最小限とするよう計画の見直しを行うこと ● 搾取の構造とならぬよう市民根室市民に対して十分なメリットを提示すること <p>以上の観点を踏まえ慎重な判断を求めます。</p>	
9	<p>住民説明会でいろんな意見がありました私にも根室のメガソーラー建設には断固反対です。</p> <p>釧路湿原のメガソーラーは大きな問題になりましたし、岩手の大船渡市では建設中止をしました。最近では鶴居村が民有地を売られないよう村で買い取ることを決めました。メガソーラーは全国各地で住民の反対署名活動ができています。そういうこともご存じでしょうか。どうして反対なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 36,800枚もの代表パネルは当然自然を切り崩す環境破壊。動植物にとっても迷惑です。 ● 根室市内の入り口までましてや国道沿い合わせて学校公園も近く3万枚のパネルが一面に見える景観の悪さ ● 火災の危険性。説明では火災が起きないよう雑草の除去、ドローンを使ってという対処法をいっていましたが、絶対に火災が起こらない保証はありません土砂などの災害もそうですが火災が一番危険で不安と隣り合わせなのです。なので対処法が安心材料にはなりません。 ● 発電された電力が根室に使われるものでもなくただ設置の場所借りと思え危険を感じるだけで何のメリットも感じません ● 廃棄時の積み立てが設置後10年してからというのが国のガイドライン規定だとしても積み立てが始まる前に御社が倒産転売されては話にならない ● 説明会で住民の方がいっていましたが根室の日照時間や濃霧など気象条件を考えても合わないと思う <p>そもそも現政府は再エネを推し進めています日本が脱炭素をし、仮にカーボンニュートラルを達成しても地球温暖化抑制にはならず気温も-0.006度くらいしか下がらないと言われてます。</p> <p>逆に自然をどんどん破壊して二酸化炭素が減るのでしょうか、それなのに再エネ賦課金という名目で取られ電気代が高くなるのでメガソーラーの必要性を全く感じません。</p> <p>現政府は推進ですが今ゴタゴタしている政府が変われば政策も変わりメガソーラーは反対されていくと思っています。</p> <p>根室に至ってもこんな大規模メガソーラーを設置する必要性を感じないので断固反対です。</p> <p>今回の説明会は周知がまだ足りていません。</p> <p>追加の説明会を望みますし反対の声が多くある場合はその意見を聞き入れ中止の判断をしてください。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>全国での事例や自然環境・安全面へのご懸念を真摯に受け止め、当社としても火災・災害対策や景観・生態系への影響を最小限に抑えるための追加調査と安全対策を進めております。</p> <p>本事業は、法令に基づき適正に実施するとともに、地域の雇用や税収などの形で根室市への貢献を目指しております。</p> <p>また、次回の説明会では調査結果や具体的な対策内容を分かりやすくご説明し、引き続き住民の皆様との対話を重ねてまいります。</p>
10	<p>メガソーラー設置は大反対です。倒産はしないとしましたが売却の可能性もあります。責任が不明瞭すぎます。地域還元も税収しかない。何のメリットもない。今各地で問題が起こり、それも解決していない状態。火災や土砂崩れ、公園が近く、市民も利用しており、砂塵の問題もあります。質疑応答で何一つ納得できたことを解決したことがありません。根室にメガソーラーは必要ありません。再度住民説明会を希望します。</p>	<p>ご懸念の火災・土砂災害・砂塵などの安全面や環境影響については、根室市様とも協議を実施し、万全を期してまいります。</p> <p>地域還元や税収以外の具体的なメリットについても、次回の説明会で詳しくご説明いたします。</p> <p>再度の説明会を開催し、住民の皆様のご意見に丁寧に対応してまいります。</p>
11	<p>まず市民や十分に情報が行き渡っていない状態であるのもっと情報をオープンにすべきです。告知の方法を色々な方法ですべての市民に行き届くようにしてください。</p> <p>そして市民との合意形成が前提であるとのことですが、先日の説明会を開いたというだけで合意形成できたとされては困ります。少なくとも説明会では合意賛成の声はありませんでしたし今オンライン署名等でも反対の声が多数寄せられています。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>次回の説明会では、いただいたご質問に対して丁寧に対面でご説明するとともに、より多くの市民の皆様へ情報が届くよう告知方法を工夫してまいります。</p>

	<p>ます。説明会も開くかわからないと言っていましたが見聞に対して対面でしっかりと市民に対して説明をお願いします。私たちは根室の自然環境は宝だと思っています。壊されたくありません。</p>	<p>また、自然環境への影響を最小限に抑えるための対策についても具体的にご説明し、透明性を持って対応してまいります。</p>
12	<p>住民を無視し過ぎている。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。 当社は住民の皆様のご意見を最も重要と考えており、今後も説明会や個別相談の機会を通じて丁寧に意見を伺い、計画や対策に反映してまいります。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 根室市において太陽光発電施設を設置することは無理だと考えます。また明確に反対致します。 理由は根室市民にとってのメリットが何一つありません、なぜ根室市に太陽光発電施設を作ろうと考えたのか理解できません。 現在根室市ではカーボンニュートラルが達成されると見込まれており、市内での再生可能エネルギー施設の新設は必要ありません。現状でバランスが取れている中、森林や草地湿地を伐採、切土・盛土などを施すことで環境のバランスを崩すことだけが明白であり、根室市民にとってはデメリットでしかありません。 湿地や湿原の乾燥化は世界的にも問題となっており、また乾燥化は小さな一部の開発から始まります。これは世界の専門家が指摘していることです。地球規模の出現や湿地の希少価値を考えても根室で新たに再生可能エネルギー施設を設置することは難しいと考えます。 景観への配慮も謳われておりますが、地元西浜町住民として毎日見ている自然の景観が。パネルや、例えフェンスでも許容できるものではありません。 工事の実施内容についても予測される騒音や振動は環境基準以下とのが記されておりますが日々人工的な音がする都会と田舎の根室では日常的な音のレベルが違います。都会のデスク上で計算した数値ではなく現実に暮らしている住民目線で調査やシミュレーションを行っていただきたく、できない以上は反対せざるを得ません。 現地は子供たちや高齢者もよく利用する市民が集う場所です。第一に安全が確保されるべき場所です。土壌が変わることで地中の水の流れが変わり運動公園を流れる小川が突然氾濫する可能性は否定できません。近年の気象状況を考えても誰が「無い」と言えるのでしょうか。この点からも犠牲になるのは根室市民であると思われ施設設置には反対です。 実施いただいた調査結果について「影響は少ないと判断する」「影響は極めて小さい」「検討する」「シミュレーションします」「配慮します」と根拠が全くないと言えます。この調査結果を持って了解することは不可能です 「発電所がある限り収入が絶対に入ってくるため倒産のリスクがないものと考えております」との発言がありました。この発言にも何の根拠もありません。世界や日本社会でも情勢は刻々と変化します。発言のような考えに依拠した開発は許容できるものではありません。 送電のための費用もかかることが予想され、それにもまして根室でこの事業を行う旨味は御社や送電先、またその電力をさらに売電する業者や資本家など都会中心の資本主義の恩恵を受ける組織や人だけであり、であれば送電先に近い場所に建設することをお勧めいたします。私たち根室市民はこの施設の建設によって何を喜べばいいのでしょうか。 市のゼロカーボン計画策定委員会において市民アンケートを実施しております。その中で「根室市が進めるべき地球温暖化対策の優先度は」という問いへの回答で1位は「農業水産業への支援：86%」2位「学校における環境教育の推進」82%、3位は「自然環境の保全区域の開発規制：81%」また、「地球温暖化対策のために希望する施策」の回答で230票の1位は「自然環境の保全区域の開発規制」でした。市民は自然環境を保護しつつ温暖化対策を実施して行くべきだとの考えが最も多いと言え、このことから今回の開発は根室市民が望んでいるとはいえないものです。アンケートについて知りたければ市役所にお問い合わせください。 住民説明会の資料を拝見しましたが上記のように納得のいく根拠がなく、根室市民にとってメリットもなく、自然環境を人為的に改変するというデメリットしかない開発と建設に反対の意思を明確にお伝えさせていただきたいと思えます。 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り、自然環境や景観、安全性についての懸念は非常に重要であると認識しております。 当社では、現地の生態系・景観・水文・土壌等に関する専門調査・検討を実施しており、調査結果に基づき影響を最小限に抑える対策を講じております。 騒音・振動や火災・災害リスクについても、根室市の実情に即した安全対策や監視体制を整え、万全の管理運営を行う予定です。 発電された電力の送電や事業継続性については、法令や契約に基づく安定性を確保し、地域への税収や雇用などの形で地域貢献を図ります。 また、次回説明会ではこれらの調査結果・対策内容を具体的にご説明し、住民の皆様からのご意見に丁寧に対応してまいります</p>
14	<p>個人の発信で、スレッズで5000件以上のいいねと90件のコメントをいただきました。鈴木貴子議員とも連携し太陽光パネルの建設に取り組んでいただくようお願いしました。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。 根室の自然環境や観光資源の重要性を重く受け止め、景観や生態系への影響を最小限に抑えるための調査・対策を進めております。</p>

	<p>根室市民としては、根室ゼロカーボンアクションに太陽光パネルの文言はありませんし、「吸収源の確保」のための既存の自然を壊してパネルを建設することに反対。強く反対します。</p> <p>世界に誇る根室の観光資源を守り続ける必要があります。</p> <p>郊外の被害、反射による発火火災、温暖化の助長になる。いいことがない。見てくれも悪い。企業利益より大事です。</p>	<p>火災や反射光、環境負荷に関しても関係機関との協議・合意に基づき安全対策を講じ、地域住民の安心・安全を確保いたします。</p> <p>また、地域への税収や雇用など具体的なメリットについても次回説明会で詳しくご説明し、住民の皆様との対話を重ねてまいります。</p>
15	<p>根室市は今後 30 年以内に千島海溝を震源として巨大地震が起こる可能性が高く、災害に弱い太陽光パネルを市街地近辺に設置することに不安がある。震災によるパネルの破損から火災につながった例や、土砂崩壊により道路が寸断されるなどの被害は今までも起きており根室市においても同様の被害が起こる可能性は充分にあると思われる。</p> <p>また建設予定地の近くには土砂災害による特別警戒区域があるように見える。そのような場所に大規模なソーラー施設を建設することは予測不能な被害を引き起こす可能性があり、市民の生活を脅かすことにつながると思われる。</p> <p>実際に根室市では昨年太陽光パネルのケーブル断線による火災が起きており不安を抱えている市民もいる。</p> <p>また予定地の近くには市民の憩いの場である総合運動公園や見晴らしの良い高台も多く、景観を損ねるのではないかとこの心配もある。</p> <p>さらに根室市には多種多様な野生動物が生息しており、一度自然環境を壊してしまえば取り返しのつかない損失につながる恐れがある・調査を行っているとは言え、春季と夏季だけの限られた期間では不十分ではないだろうか。</p> <p>いずれにせよ自然の中に大規模なソーラー施設を建設することは安全圏でのリスクが高く市民にとってもデメリットの方がはるかに大きいので賛成できない。またこのような計画が市民に十分に周知されずに進められていたことにより不信感が生じている。どうか市民の声を無視した強引な建設をするようなことだけはしないでいただきたい。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>根室の自然環境や景観、安全性への懸念を真摯に受け止めております。</p> <p>建設予定地の地盤や土砂災害リスク、火災リスクについては専門機関による詳細な調査を行い、安全対策や監視体制を整えたうえで計画を進めております。</p> <p>また、次回の説明会では調査結果や対策内容を具体的にご説明し、住民の皆様の声に丁寧に対応してまいります。</p>
16	<p>北海道根室市西浜町のメガソーラー建設予定を中止して欲しいです。</p> <p>9月に説明会を開いたのにも関わらず、市内外で反対意見が多いことから建設の内容を市民と話し合いながらもう一度進めていくべきだと思う。</p> <p>法整備されていない地方土地でメガソーラーを建設するのはやめていただきたい。</p> <p>私が根室に移住した理由が、手付かずの自然が好きだったこと、この場所で子育てや老後を過ごしたいと思っています。</p> <p>この先何年もソーラーパネルに囲まれた暮らしたくありません。</p> <p>このまま 11 月に予定している工事を進める前に、市民からの声を聞いて、一つ一つ問題や不安をなくしてから検討してください。</p>	<p>いただいたご懸念を真摯に受け止め、次回説明会では市民の皆様のご質問や不安に丁寧に対応し、計画内容や安全対策をご説明いたします。</p> <p>また、地域の自然環境や生活への影響を最小限に抑えるための調査・対策を十分に講じたうえで、工事を進めてまいります。</p>

以上。